

平成22年11月宮崎県定例県議会  
商工建設常任委員会会議録  
平成22年12月 1日～2日

場 所 第5委員会室

平成22年12月1日（水曜日）

午前10時1分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 平成22年度宮崎県一般会計補正  
予算（第8号）

○議案第2号 平成22年度宮崎県営国民宿舎特  
別会計補正予算（第1号）

○議案第3号 平成22年度宮崎県港湾整備事業  
特別会計補正予算（第1号）

○議案第7号 宮崎県における事務処理の特例  
に関する条例の一部を改正する  
条例

○議案第10号 公の施設の指定管理者の指定に  
ついて

○議案第11号 公の施設の指定管理者の指定に  
ついて

○報告事項

- ・損害賠償額を定めたことについて（別紙1）
- ・県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及  
び調停について（別紙2）

○請願第38号 宮崎地方最低賃金改正について  
の請願

○商工観光振興対策及び土木行政の推進に関す  
る調査

○その他報告事項

- ・商工観光労働部をめぐる最近の動きについて

出席委員（8人）

委員 長 水間 篤典  
副委員 長 山下 博三  
委員 蓬原 正三  
委員 外山 衛  
委員 西村 賢

委員 太田 清海  
委員 新見 昌安  
委員 坂口 博美

欠席委員（1名）

委員 外山 三博

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長 渡邊 亮一

商工観光労働部次長 梅原 誠史

企業立地推進局長 森 幸男

観光交流推進局長 長嶺 泰弘

部参事兼商工政策課長 古賀 孝士

金融対策室長 福田 直

工業支援課長 富高 敏明

商業支援課長 金子 洋士

労働政策課長 篠田 良廣

地域雇用対策室長 柳田 俊治

企業立地課長 山口 俊匡

観光推進課長 後沢 彰宏

みやざきアピール課長 小八重 英

工業技術センター所長 橋口 貴至

食品開発センター所長 河野 満洋

県立産業技術専門校長 押川 利孝

県土整備部

県土整備部長 児玉 宏紀

県土整備部次長  
（総括） 堀野 誠

県土整備部次長  
（道路・河川・港湾担当） 岡田 健了

県土整備部次長  
（都市計画・建築担当） 佐藤 徳一

高速道対策局長 渡辺 学

管理課長 成合 修

部参事兼用地対策課長	服 部 芳 邦
技術企画課長	凶 師 雄 一
工事検査課長	今 西 宏 美
道路建設課長	白 賀 宏 之
道路保全課長	満 留 康 裕
河川課長	野 中 和 弘
ダム対策監	小 嶋 雄 一 郎
砂防課長	平 田 一 善
港湾課長	野 田 和 彦
空港・ポート セールス対策監	永 井 義 治
都市計画課長	井 上 康 志
建築住宅課長	川 崎 俊 一 郎
営繕課長	伊 藤 信 繁
施設保全対策監	酒 井 正 吾
高速道対策局次長	河 野 俊 春

事務局職員出席者

議事課主査	本 田 成 延
議事課主査	関 谷 幸 二

○水間委員長 ただいまから商工建設常任委員会を開会いたします。

初めに、きょうは外山三博委員から欠席の届けが出ておりました、また外山衛委員が若干おくれるということで届け出が入っております。

それでは、きょうからの委員会の日程であります、お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○水間委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時2分休憩

午前10時5分再開

○水間委員長 委員会を再開いたします。

きょうは外山三博委員から欠席の届け出が出ておりました、外山衛委員は若干おくれるということでございますので、よろしく願いいたします。

当委員会に付託をされました議案等について御説明いただきたいと思っております。

委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

今回、議案が5件、そのほかの報告事項で10件ほどありまして、説明時間が67分と、約1時間にわたるようでございますので、簡潔明瞭な御説明をいただきたいと思っております。

○渡邊商工観光労働部長 商工観光労働部でございます。

本日は、お配りしております常任委員会資料の目次にありますとおり、平成22年11月定例県議会提出議案並びに商工観光労働部をめぐる最近の動きについて御説明いたします。

資料の1ページをお開きいただきたいと思っております。今回提案しております議案の概要でございます。まず、議案第1号「平成22年度宮崎県一般会計補正予算（第8号）」でございますが、これは口蹄疫復興対策などに伴う補正を行うものでございます。商工観光労働部の一般会計歳出は補正前の額が791億6,923万5,000円でございます、これに15億2,518万7,000円を増額しまして、合計が806億9,442万2,000円となります。口蹄疫復興対策に伴う補正といたしまして、旅行会社や航空会社等とタイアップしました誘客事業を実施いたしますとともに、若い女性向けの大型イベントと連携しまして、「宮崎恋旅」をテーマとした誘客対策を実施いたします。また、国の経済対策にあわせまして、緊急

雇用創出事業臨時特例基金への追加積み立てに伴う補正を行います。

次に、債務負担行為の追加でございます。今年度から平成23年度まで執行予定の事業のうち、中山間地域新産業・雇用創出緊急対策事業の追加募集を実施するために債務負担行為の設定を行うものであります。

次に、議案第2号「平成22年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算（第1号）」の歳入歳出予算を、国民宿舎の修繕工事に関する消費税額の確定に伴いまして、318万7,000円増額補正するものでございます。

次に、2ページをごらんいただきたいと思えます。議案第7号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、市町村への権限移譲に関する当該条例につきまして、中小企業等協同組合法の改正に伴う所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第10号及び第11号の「公の施設の指定管理者の指定について」は、県営国民宿舎えびの高原荘及び県営えびの高原スポーツレクリエーション施設につきまして、宮交ショップアンドレストラン株式会社を指定管理者として指定し、県営国民宿舎高千穂荘につきましては、神楽酒造株式会社を指定管理者として指定するものでございます。

私からの説明は以上でございます。議案の詳細及び報告事項につきましては、担当課長等から御説明いたしますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

**○古賀商工政策課長** まず、目次をごらんいただきたいと思えます。商工政策課からは、平成22年11月定例県議会提出議案のうち、債務負担行為関係事業及び事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について、次に、最近

の動きとして、口蹄疫からの再生復興方針の取り組み状況及び口蹄疫復興中小企業応援ファンド事業の進捗状況について御説明いたします。

1ページをお開きいただきたいと思えます。債務負担行為の追加であります。中山間地域新産業・雇用創出緊急対策事業の追加募集を実施するために、債務負担行為の設定を行うものであります。

詳しくは6ページをお開きください。当事業の目的であります、産業基盤の脆弱な中山間地域において雇用の場の創出を図ることを目的に実施しております。これまで3回の事業募集を行った結果、次のページの参考にございまして、計42件の事業を採択し、206名の雇用をしているところでございまして。今回、国の経済対策により緊急雇用創出事業臨時特例基金が増額されますことから、事業期間の延長を行い、新たに募集枠を設け、切れ目のない雇用対策を行うこととしております。

2の事業概要につきましては、従来のとおりでございます。

3の事業費であります、総額は2億4,000万円で、事業期間が22年度から23年度にまたがるため、今年度予算残約6,000万円を除く1億8,000万円につきまして、債務負担行為の設定をお願いしております。なお、事業の募集は12月末にかけて行い、来年1月には採択事業の決定を行いたいと考えております。

次に、8ページをごらんください。議案第7号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

まず、改正理由であります。中小企業等協同組合法に基づく設立認可や定款の変更など、知事の権限に属する事務の一部を希望する市町村

に移譲しているところではありますが、その事務の一部が同法の改正により廃止されたことに伴い、宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正するものであります。

削除する事務は、2の改正内容にありますように、裁判所からの意見の聴取または調査の受託に関する事務であり、18の13は中小企業等協同組合法に規定するもの、また18の14については同法を準用する中小企業団体の組織に関する法律に規定するものとなっております。

次に、15ページをお開きください。商工観光労働部の口蹄疫からの再生・復興方針に基づく9月の常任委員会以降の取り組み状況について御説明いたします。

まず、経済雇用対策についてであります。1の中小企業支援の②金融対策をごらんください。口蹄疫緊急対策貸付につきましては、4月28日から8月31日まで受け付けたところですが、最終的な信用保証協会の保証承諾件数は830件、84億4,836万4,000円となりました。

次に、16ページの2の雇用対策についてであります。②緊急雇用創出事業臨時特例基金の活用等による離職者の雇用の場の確保のうち、中山間地域新産業・雇用創出緊急対策事業の追加募集の実施につきましては、先ほどのとおりであります。次に、③口蹄疫被害の影響による離職者等を対象とした職業訓練機会の拡充についてであります。12月から、宮崎、都城、日向で3コースの職業訓練を追加実施することとしております。

次に、17ページの3の観光関連分野についてであります。①イベント等の再開要請及び新規イベント等の本県実施、②統一キャッチフレーズ・ロゴを用いた誘客キャンペーンの実施につきましては、後ほど説明いたします。

次に、4の商業、サービス業についてであります。新企画による県内外の物産展や特別フェアの開催につきましては、県内では10月から11月にかけて、延岡市、日向市、都城市の物産フェアの支援を行いました。県外では名古屋松坂屋での県単物産展の開催、高島屋大阪店での物産展を予定いたしております。また、10月に東京駅前「旅先市場」への出展を行ったところでもあります。次の口蹄疫復興中小企業応援ファンド事業につきましては、後ほど説明いたします。次に、19ページをお開きください。輸送事業者との共同復興キャンペーン事業につきましては、トラック、バスに車両広告ラッピングを行うとともに、12月初旬からトラックへの統一ステッカー作成・張りつけを行います。

次に、5の製造業につきましては、既定事業の活用により、食品企業事業拡大促進事業で2件、ものづくり産業新事業展開支援事業で5件、みやざき農商工連携応援ファンド事業で3件採択し、支援しました。

次に、20ページをごらんください。応援の輪を活用した情報発信についてであります。「日本中にありがとう！イメージアップ事業」を実施しておりますが、このうち、みやざき感謝祭につきましては、後ほど御説明いたします。次に、大手量販店等の協力による宮崎牛など本県の食と旅の魅力のPRにつきましては、イオングループ、東急グループ、ファミリーマートグループの協力による応援フェアを実施したほか、福岡市営地下鉄での車内広告を行っているところでもあります。

次に、22ページをごらんください。宮崎県口蹄疫復興中小企業応援ファンド事業の進捗状況についてであります。

まず、1のファンドの組成でございます。ご

らんのとおり、独立行政法人中小企業基盤整備機構と企業局から220億円の無利子貸し付けを受け、また日本政策投資銀行等4金融機関から、資料では無利子となっておりますが、正しくは年利0.25%で30億円の貸し付けを受け、産業支援財団に250億円のファンドを10月27日に創設したところでございます。なお、ただいま御説明しましたとおり、資料に誤りがございましたので、大変申しわけございませんけれども、金融機関から無利子となっているところを年利0.25%と御訂正をよろしくお願いいたします。

続きまして、2の事業の概要でございます。まず、(1)市町村や商工会等で組織する実行委員会に対しまして、プレミアム商品券や地域活性化イベント事業に助成を行うものであります。助成上限額は、市が1,600万円、町が1,000万円、村が500万円としております。なお、口蹄疫が発生した市町のうち、全国商工会連合会によるプレミアム商品券発行支援を受けていない市町につきましては、1,000万円の上乗せを行うこととしております。次に、(2)観光コンベンション協会もしくは協会が主体となって組織する実行委員会に対しましては、緊急誘客対策事業に3,000万円を限度に助成するものであります。

3の進捗状況でございますが、ファンド組成後、速やかに事業の公募を行いました。23ページのとおり、プレミアム商品券発行支援事業は高原町を初め8団体に助成額6,330万円、地域活性化イベントは延岡市を初め4団体に助成額1,349万5,000円、計7,679万5,000円交付決定を行っております。

当課は以上でございます。

**○富高工業支援課長** 工業支援課からは2件の報告事項がございます。

常任委員会資料の24ページをごらんいただきたいと思っております。まず、東九州地域医療産業拠点構想について御説明をいたします。

1の構想の目的であります。宮崎県から大分県に広がる東九州地域には、人工腎臓、血液浄化機器など、血液や血管に関する医療機器を製造している企業が集積し、世界有数の生産開発拠点を形成していることから、両県が共同して構想を策定し、東九州地域の医療機器産業の一層の集積と地域の活性化を図ることといたしております。

次に、2の策定体制・経過であります。まず(1)策定体制につきましては、宮崎県、大分県の産学官による東九州地域医療産業拠点構想研究会と、それぞれの県別の研究会を設置いたしまして、構想の内容を検討いたしております。次の(2)策定経過につきましては、ことしの1月4日に構想を策定することを発表し、その後、両県の研究会、県別の研究会をそれぞれ3回開催いたしまして、去る10月25日に構想の公表を行ったところであります。

次に、3の構想の概要であります。お手元に構想の本文とパンフレット、2種類をお配りいたしておりますので、本日はパンフレットのほうで御説明をさせていただきたいと思っておりますので、ごらんいただきたいと思っております。色刷りのパンフレットでございます。

まず、パンフレットの表紙に記載しておりますが、この構想の愛称につきましては、東九州メディカルバレー構想ということにいたしております。

それでは、パンフレットをお開きいただきたいと思っております。1の東九州メディカルバレー構想の目的につきましては、先ほど御説明いたしましたので、省略をさせていただきます。

次に、2の東九州地域のポテンシャルであります。この地域には多くの企業が集まっており、医療機器の生産金額は、宮崎、大分の両県合わせまして1,260億円となっております。特に人工腎臓、血液回路、血管用カテーテルなどの製品のシェアは日本一、血液浄化製品のシェアは世界一を誇っております。図に記載しておりますのは、構想に参画いたします企業、大学を示したものでございます。

次に、3の東九州メディカルバレー構想の取り組みであります。このような地域のポテンシャルを受けまして、この構想では4つの拠点づくりに取り組むことにいたしております。まず、研究開発の拠点づくりについて御説明いたします。ここでは、産学官連携による研究開発の推進などの4つのテーマで拠点づくりに取り組んでまいります。具体的な取り組み事例として、血液や血管を中心とした新たな医療に関する研究会の設置、産学連携、医工連携の研究拠点の設置などを挙げております。

次に、医療技術人材育成の拠点づくりであります。ここでは、医療技術に係る人材の育成と将来を担う医療人材の育成の2つのテーマで拠点づくりに取り組んでまいります。具体的な取り組み事例として、医療技術のトレーニングセンターの設置、大学や高等学校に医療技術人材を養成する学科等の設置の検討などを挙げております。

次に、血液・血管に関する医療拠点づくりであります。ここでは、中核的医療機関の拠点化と医療機関ネットワークの構築をテーマとして拠点づくりに取り組んでまいります。具体的な取り組み事例として、血液や血管に関する高度医療の拠点整備の検討などを挙げております。

次に、医療機器産業の拠点づくりでありま

す。ここでは、さらなる企業誘致の推進、地場企業に対する支援の2つのテーマで拠点づくりに取り組んでまいります。具体的な取り組み事例として、医療機器メーカーや医療機器開発に必要な試験機関等の誘致、医療機器産業参入のための研究会の立ち上げとその活動の支援などを挙げております。

次に、4の地域医療の活性化と国際医療交流の推進であります。これらの4つの拠点づくりを行うことにより、医療産業の集積とあわせて医療技術者などの集積が図られ、地域の医療機関の相互の連携が強化されます。このことから、東九州地域の医療が活性化することが期待され、さらに東九州の地域資源と医療を組み合わせた国際医療交流も推進されると考えております。

次に、5の構想の推進であります。今後、産学官が一体となった構想推進会議を設置し、この構想を推進してまいります。また、ホームページなどを活用しながら、国内、世界に向けて情報を発信してまいりたいと考えております。

再度、委員会資料の24ページにお戻りいただきたいと思っております。4の現在の動きであります。（1）構想推進大会につきましては、11月3日に宮崎県構想推進大会を延岡市で開催しており、約450名の参加があったところであります。また、11月6日には大分県の大会が別府市で開催されております。（2）情報発信につきましては、記載しております学会、医療機器の展示会におきまして、大分県と共同で構想のPRをいたしております。（3）総合特区提案につきましては、構想に掲げる各取り組みを促進するため、ことし9月に大分県と共同して総合特区の提案を行っております。提案の内容は、医療機器の開発に係る薬事法に関する規制緩

和、及び取り組みの中核となります大学、企業に対する金融、財政、税制上の支援措置等となっております。

続きまして、委員会資料の25ページをお開きいただきたいと思います。農商工連携関連事業の実績について御説明いたします。

まず、1の法に基づく国の事業計画認定であります。これは、農林漁業者と中小企業者による連携体が事業計画の認定を受けた場合に、補助金、減税などの法に基づく支援措置が受けられる制度であります。10月5日付で、表の認定内容の事業概要の欄に記載しておりますとおり、林地残材等を活用した木質ペレットを生産販売する事業が国の認定を受けており、本県に関する農商工等連携推進法の計画認定は合計5件となっております。なお、これまでの本県の認定の状況は一覧表のとおりとなっております。

続きまして、2のみやざき農商工連携応援ファンド事業の第2回公募結果についてであります。(1)事業概要であります。産業支援財団に設置しましたファンドの運用益を活用し、農林漁業者と中小企業者の連携体が取り組む新商品開発等の取り組みを支援する事業であります。26ページをごらんください。平成22年度の予算と対象となる事業は、記載のとおりとなっております。

次に、(2)公募の概要及び結果等であります。8月23日から9月30日まで第2回の公募を行っております。合計10事業の応募がございましたが、上の一覧表にありますとおりの8事業を採択し、1,681万3,000円の交付決定を行っております。このうち都農町観光協会の取り組みは、町の口蹄疫復興構想に係るものでありますが、このほかにも2件が口蹄疫の影響により売

り上げの減少が大きかった事業者への支援となっております。なお、4月に行いました第1回の採択の結果は、参考に記載しております一覧表のとおりとなっております。平成22年度の採択は合計16事業、交付決定額は3,638万3,000円となっております。

工業支援課からは以上でございます。

**○金子商業支援課長** 商業支援課でございます。

引き続きまして、常任委員会資料27ページ、中国上海市における県産品常設棚の設置について御説明いたします。

県におきましては、これまで、成長著しい東アジア市場をターゲットにしまして、物産展の開催や商談会への参加等によります販路拡大に取り組んできております。今般、県産品の一層の定番・定着化を図りますため、上海市中心部に県産品の常設棚・コーナーを設置しまして、展示、テスト販売による消費動向等の調査、あるいは販路開拓の機会提供を行うことといたしました。設置場所は、上海市を代表する観光スポット新天地に隣接します日系食品スーパーのGL(グローバル)ジャパンプラザの一角に、本日付で社団法人宮崎県産品貿易振興センターに委託して設置いたします。

5にありますように、設置面積は9.28平方メートル、名称は宮崎県産品中国チャレンジショップ日本宮崎「海の幸・山の幸」としまして、県内企業15社が漬物や乾しいたけ、乾めん、お菓子、調味料、酢、お茶、焼酎といった、宮崎ならではの安全・安心でおいしい26の商品を出展しております。この常設棚を、現地販売員による販売促進、あるいは現地情報誌等による広報活動、県上海事務所による現地輸入業者等との商談等に十分活用してまいりますと



ともに、県産材や観光PRなどもあわせて行ってまいります。来る12月4日18時にオープニングイベントを予定しているところでございます。

中国市場につきましては、リンゴ、ナシ、米以外の農畜産物が輸出できないことや、価格の安い中国産あるいは他国産、さらには大手メーカーとの競合等、課題が多くございますけれども、今回のチャレンジショップ設置を将来有望な大市場への第一歩と位置づけまして、県産品の販路開拓や県内企業の海外展開等を積極的に支援してまいりたいと考えております。以上であります。

○篠田労働政策課長 労働政策課の補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の11月補正歳出予算説明資料の労働政策課のインデックスのところ、43ページをお開きください。今回の補正は14億8,000万円の増額補正でありまして、補正後の予算額は69億2,705万8,000円となります。

以下、事項について御説明いたします。45ページをお開きください。（事項）宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金積立金であります。これは、国からの緊急雇用創出事業臨時特例交付金を受け入れまして、基金として積み立てるものであります。補正予算の内容につきましては、委員会資料で御説明いたします。

お手元の商工建設常任委員会資料の3ページをお開きください。まず、1の事業目的であります。この事業は、国の経済危機対応・地域活性化予備費使用に伴い追加交付される緊急雇用創出事業臨時特例交付金をもとに、緊急雇用創出事業臨時特例基金の積み増しを行うものであります。2の事業概要であります。緊急雇用創出事業臨時特例基金の積み立てに要する額

について増額補正をお願いするものであります。3の補正額であります。14億8,000万円で、今回の補正によりまして、補正前747万6,000円が補正後は14億8,747万6,000円となります。4の事業期間であります。この基金を取り崩しながら、平成23年度まで必要な事業の財源に充てていくこととしております。

労働政策課の説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○柳田地域雇用対策室長 昨日、10月分の有効求人倍率等が公表されましたので、別冊の2枚紙の常任委員会資料をお配りしておりますので、そちらのほうでまず説明をさせていただきます。

本県の雇用情勢等について説明をさせていただきます。

まず、1の(1)の有効求人倍率の推移ですが、全国は、21年12月の0.43倍から持ち直して、ことし10月には0.56倍となっております。また、本県も同様に、21年12月の0.37倍を底に、10月には0.49倍となっております。次に、(2)の県内の地域別倍率については、低いほうでは延岡が0.42倍、日向が0.43倍、高鍋が0.42倍です。高いほうでは都城が0.63倍、小林が0.57倍となっております。また、(3)の九州・沖縄各県の倍率については、低いほうでは沖縄県が0.33倍、高いほうでは大分県が0.56倍となっており、本県は九州平均とほぼ同じ倍率となっております。

次に、2の完全失業率の推移です。データのある全国の推移を見ますと、22年6月に5.3%となりましたが、10月には5.1%となっております。

次に、3の平成23年3月新規学校卒業予定者の就職内定状況についてです。(1)の高等学

校は、10月末現在、就職内定率は61.6%と、前年同期の54.4%と比べると7.2ポイント増ですが、前々年比では5.1ポイント減となっております。また、(2)の大学等は、就職内定率は40.1%と、前年同期の39.7%と比べると0.4ポイントの増ですが、前々年比では5.4ポイント減となっております。新卒者の就職内定状況は、若干の改善は見られますが、昨年に引き続き厳しい状況にあります。

次に、常任委員会資料のほうに戻っていただきたいと思えます。29ページをお開きください。4の緊急雇用創出事業臨時特例基金事業等についてでございます。

(1)の緊急雇用創出事業ですが、目的は短期的な雇用の創出で、事業期間は21年度からの3年間、基金積立額は今回の補正を含めまして98億2,000万円です。①の21年度の事業実績ですが、事業費は県と市町村の計が11億6,000万円余で、事業数259件、雇用見込み数1,490人、うち新規雇用失業者数は1,348人です。②の22年度の事業計画は、11月補正後の予算額では県と市町村の計が51億1,000万円余で、事業数418件、雇用見込み数3,041人、うち新規雇用失業者数は2,792人の見込みです。

次に、(2)のふるさと雇用再生特別基金事業ですが、目的は継続的な雇用機会の創出で、事業期間は3年間、基金積立額は63億3,000万円です。①の21年度の事業実績ですが、事業費は県と市町村の計が9億9,000万円余で、事業数91件、雇用見込み数540人、うち新規雇用失業者数は443人です。②の22年度の事業計画は予算額では県と市町村の計が25億円余で、事業数141件、雇用見込み数720人、うち新規雇用失業者数は650人の見込みです。

説明は以上であります。

**○山口企業立地課長** それでは、常任委員会資料の30ページをごらんいただきたいと思います。平成22年度の企業誘致の状況について御説明をいたします。

平成22年度の企業誘致につきましては、現時点で新規立地企業件数26件、最終雇用予定者数913人となっております。

2の過去5年間の誘致件数は、平成18年度から現時点まで合計で111件となっており、これに伴います最終雇用予定者数の合計は5,865人となっております。

次に、3にありますように、平成19年度からの県総合長期計画で申し上げますと、本年度が最終年度となっておりますが、4年間の目標件数100件に対しまして、現在95件となっております。

また、4の東国原知事任期中の誘致件数でございますが、これにつきましては99件となっております。

具体的な企業名、業種、立地市町村等につきましては、5の平成22年度の誘致企業一覧のとおりでございます。また、県外からの新規立地につきましては、番号を丸で囲んでおります①のリンケージサービス、⑩のプティパ、⑪のアイエヌティ、31ページの㊸のアイティーシェルパ、この4件となっております。また、県外からの既存誘致企業の増設につきましては、30ページに戻っていただきまして、4の健康コーポレーション及び12のトランスコスモスの2件となっております。

説明は以上でございます。

**○後沢観光推進課長** 私からは、補正予算、国民宿舎等の指定管理者に関する事、観光動向調査の3点について御説明申し上げたいと思えます。

まず、11月補正予算についてでございます。

お手元の平成22年度11月補正歳出予算説明資料、観光推進課のインデックスのところ、47ページをお開きください。補正額は、一般会計と特別会計を合わせまして4,837万4,000円の増額となっております。補正後の予算は12億582万3,000円でございます。

補正予算の内容についてでございますが、49ページをお開きください。一般会計でございます。補正額は4,518万7,000円の増額でございます。（事項）県営宿泊休養施設改善対策費の説明欄1の県営国民宿舎特別会計繰出金で318万7,000円、（事項）国内観光宣伝事業費の説明欄1の口蹄疫復興緊急誘客事業で3,000万円、口蹄疫復興みやざき恋旅特別誘客事業で1,200万円をそれぞれ増額補正するものでございます。

次に、50ページをお開きください。県営国民宿舎特別会計でございます。（事項）県営国民宿舎えびの高原荘運営費の説明欄1の指導推進経費で、消費税の確定に伴いまして、318万7,000円を一般会計歳出予算からの繰入金で財源といたしまして増額補正するものでございます。

それでは、補正予算の詳細につきまして、お手元の常任委員会資料で御説明いたします。委員会資料の4ページをお開きください。口蹄疫復興緊急誘客事業についてでございます。まず、1に記載してございます事業目的でございますが、口蹄疫終息後、直ちに、航空会社、旅行会社などから本県の観光復興のための特別な旅行商品の造成など、多くの御支援をいただいているところでございますが、口蹄疫の影響を受けた観光関連産業の復興の動きをより確実なものとするために、航空会社、旅行会社とタイアップいたしまして、全国から本県への旅行需

要の喚起につなげようとするものでございます。

事業の概要についてでございますが、航空会社や旅行会社等と連携しながら、年明けから来年度上期への旅行商品の造成などの取り組みを実施いたしまして、誘客の拡大を図ろうとするものでございます。事業費は3,000万円を計上させていただきます。事業効果は記載のとおりでございます。

次に、5ページをごらんください。口蹄疫復興みやざき恋旅特別誘客事業についてでございます。事業目的でございますが、口蹄疫の影響を受けた観光関連産業の復興を支援するために、若い女性に絶大な支持を得ている大型イベントである東京ガールズコレクションと連携いたしまして、宮崎恋旅をテーマとした誘客対策を実施し、全国から本県への旅行需要を喚起しようとするものでございます。

事業の概要でございますが、全国メディアが注目をしておりまして、宮崎恋旅の誘客対象である20代から30代の女性に大きな支持を得ているファッションイベント「東京ガールズコレクション」と連携いたしまして、県内の宿泊施設等とタイアップした旅行商品の造成など、東京ガールズコレクションの発信力を活用した全国からの誘客と恋旅の浸透を図ることとしております。なお、東京ガールズコレクションにつきましては、第11回の大会といたしますか、イベントがことしの9月、約3万人を集めてさいたまスーパーアリーナで開催されておりまして、その中で、口蹄疫復興支援のためのチャリティーステージを特別に実施していただきまして、知事にも御出席いただいたところでございます。事業費といたしましては、1,200万円を計上させていただきます。事業効果は、4に記載

のとおりでございます。

続きまして、平成22年11月定例県議会提出議案の冊子の9ページをお開きください。議案第2号「平成22年宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算（第1号）」につきまして御説明をいたします。10ページをお開きください。この補正予算につきましては、先ほど御説明いたしましたとおり、県営国民宿舎に係る消費税の確定に伴いまして、補正予算として318万7,000円を増額補正するとともに、歳入予算につきましても、一般会計からの繰入金をこれと同額、増額補正するものでございます。

続きまして、議案第10号と第11号「公の施設の指定管理者の指定について」御説明いたします。

県営国民宿舎えびの高原荘と県営えびの高原スポーツレクリエーション施設並びに県営国民宿舎高千穂荘につきましては、去る7月21日の常任委員会で御説明申し上げたとおり、平成22年度末をもちまして第1期の指定期間が終了することから、平成23年度以降の指定管理者を選定するための手続を進めてまいったところでございます。先般、指定管理者候補者選定委員会による選定を終えまして、候補者を決定いたしましたので、指定管理者を指定することについて議決をお願いするものでございます。議案書は47ページと49ページでございますが、御説明は別冊の常任委員会資料で申し上げたいと思っております。

委員会資料の9ページをお開きください。まず、県営国民宿舎えびの高原荘及び県営えびの高原スポーツレクリエーション施設についてでございます。まず、1の指定管理者候補者は、宮交ショッピングアンドレストラン株式会社でございます。

2に書いてございますとおり、指定期間は、平成23年4月1日から平成28年3月31日まで、第1期と同じ5年間でございます。

3の指定管理者候補者の選定につきましては、(1)の応募の状況でございますように、7月28日から2カ月間、募集を行いまして、現地説明会には4つの団体の参加がございましたが、応募した団体は、現在の指定管理者であるハイランドリゾートグループさんと、指定管理者候補者となりました宮交ショッピングアンドレストランの2団体でございます。(2)の①選定方法に記載してございますように、1次審査としまして、申請書類に基づいて資格要件の適否等を審査しましたところ、いずれの団体も合格と認定できましたので、2次審査としまして、②に記載してございます選定委員会におきまして、各申請者からのヒアリング等を実施した上で、③に記載してございます5つの選定基準、さらに10ページに記載してございます23の審査項目・配点に基づきまして、6名の委員がそれぞれ持ち点100点として採点を行いました。採点結果は、10ページの(3)の①に記載してございますとおりです。宮交ショッピングアンドレストラン株式会社が第1位で総得点523点、各委員平均は87.2点でございます。2位が現指定管理者ハイランドリゾートグループで総得点369点、各委員平均は61.5点という結果でございます。選定理由は②に記載しているとおりでございます。総得点が、総配点600点の60%に当たる最低基準360点を足切り点とさせていただいておりますが、これを上回っておりまして、最も高い得点であったということ、以下、利用者の平等な利用など、公の施設としての基本認識をしっかりと有して、施設の効用を発揮するための事業計画、収支計画も具体的で実現可能

性が高い、適切な利用サービスの提供が期待できること等々から候補者として選定されたところでございます。

11ページの4の納付金等についてでございますが、(1)の利用料金制度と利用料金の上限額につきましては、第1期と同様でございます。(2)の納付金額についてでございますが、①の基本納付金の年額は、第1期は3,900万円としていたものを1,500万円に改めて募集を行っております。5年間の総額は7,500万円ということになります。②の追加納付金の年額は、年間所得額が黒字になったときは、その4分の1を追加納付していただくということにしております。指定管理料は、第1期同様、支払わないということで整理をしております。

現指定管理者におかれましては、大変経営環境が厳しい中で4年8カ月にわたって頑張ってきていただいております。残すところ4カ月ほどになっておりますが、県としましては、引き続き御尽力いただくとともに、新たな指定管理者をお認めいただいた暁には、事務管理などが円滑に実施されるよう、適切な助言、指導を行っていきたいと考えております。

次に、県営国民宿舎高千穂荘についてでございます。12ページをごらんください。まず、指定管理者候補者は神楽酒造株式会社で、現在の指定管理者と同一でございます。

指定管理期間は、えびの高原荘と同様の5年間でございます。

3の指定管理者候補者の選定につきましては、えびの高原荘等と同様、2カ月間の募集を行いました。現地説明会には4つの団体が参加されましたが、応募されたのは1団体という結果でございます。(2)の選定につきましては、えびの高原荘等と同様の方法で審査、採点

を行っております。その結果につきましては、13ページでございますが、(3)の①に記載しているとおりでございます。総得点490点、各委員の平均は81.7点という結果でございます。選定の理由は②に記載しているとおりでございます。総配点の6割以上という最低基準を上回っていること、利用者の平等な利用など、公の施設の基本認識を有していること等、記載のとおりでございます。

14ページの4の納付金等についてでございますが、(1)の利用料金制度と利用料金の上限額は第1期と同様でございます。納付金額につきましては、(2)に記載しているとおりでございますが、①の基本納付金年額は5,000万円ということで募集を行っております。②の追加納付金の年額は、第1期同様、年間所得額が基本納付金年額を超えたときは、当該超過金額の2分の1を追加納付していただくということで整理をしております。指定管理料は、第1期同様、支払いません。

指定管理者については以上でございます。

続きまして、委員会資料の32ページをお開きください。平成21年の観光動向調査の結果についてでございます。

まず、1の観光客数についてでございます。平成21年の本県の観光客数は、県外客は440万4,000人となっております。これを前年と比べますと1.8%の減となっております。次に、県内客につきましては、750万人となっております。前年と比べますと2.2%の減となったところでございます。要因といたしましては、平成20年の世界同時不況以来、景気や雇用が引き続き厳しい状況にあったこととすとか、新型インフルエンザの流行が大きく影響したというふうに考えて

おります。

次に、2に記載してございます県外客の交通機関別入り込み数についてでございますが、傾向は、ほぼ例年どおりでございます。自家用車が最も多く、全体の70.0%を占めておりまして、以下、航空機、バスなどとなっております。

33ページをごらんください。県外客の居住地別の構成についてでございます。九州内から77.2%、その他の地域からごらんのとおりの割合となっております、ほぼ例年と同様の傾向となっております。

34ページ及び35ページにつきましては、観光客数の年次別推移を表とグラフでそれぞれまとめたものでございます。後ほどごらんいただければと存じます。

続きまして、36ページをごらんください。こちらは、観光地・観光施設別に平成21年の観光客数上位20を掲載してございます。順位の欄の括弧内に書いてある数字は前年の順位でございます。酒泉の杜やフェニックス自然動物園などが前年と比べて10%以上増加しておりますけれども、逆に10%以上減少している観光地や観光施設もございますので、今後は、県内全体の観光地の底上げを図っていく必要があるというふうに考えております。

平成22年も口蹄疫などの逆風が吹いてはおりますけれども、引き続き、観光客の増、本県観光の振興に向けて全力で頑張っていきたいと思っておりますので、御指導、御支援方よろしくお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

**○小八重みやざきアピール課長** みやざきアピール課でございます。

私からは2件の御報告を申し上げます。

まず、「TAKE ACTION in 宮崎」の開催についてでございます。

委員会資料の37ページをごらんください。「TAKE ACTION in 宮崎」は、後ほど御報告いたしますみやざき感謝祭とともに、9月補正予算で御承認をいただいた「日本中にありがとう！イメージアップ事業」の中の一つであるスポーツランドみやざきのイメージアップに当たる事業でございますが、先般、その概要が決定をいたしまして、去る11月18日に、元サッカー日本代表の中田英寿さんと知事が記者会見を行ったところでございます。この事業は、口蹄疫被害からの復興事業の一環といたしまして、観光産業を初めとする本県産業の復興支援を図りますとともに、本県のすぐれたスポーツ環境及び口蹄疫復興に取り組む本県の元気な姿を全国に向けて発信するために開催するものでございまして、中田さんが率いるサッカーチームと本県の社会人チームとでサッカーマッチを核としたイベントでございます。なお、開催に当たりましては、中田さんが代表理事を務めておられます一般財団法人でございますが、テイクアクションファウンデーションというところの協力をいただいております。このイベントは、口蹄疫復興のチャリティーマッチとして開催するものでございまして、実施に当たりましては、地元関係団体が一体となって組織をいたしました「TAKE ACTION in 宮崎」実行委員会と県サッカー協会が主催する、いわばオール宮崎で開催することになっております。また、観光庁からの後援もいただけるというふうになっております。

事業の具体的な内容につきましては、3に記載してございますように、来年1月10日の午後1時から総合運動公園の陸上競技場でTAKE ACTI

ON F.Cとホンダロック S Cの試合を行います。入場料は資料に記載のとおりでございますが、チケットにつきましては、県民の方を対象に、去る11月23日から28日にかけて先行販売を行ったところでございます。また、12月4日からは全国の方向けに一般販売を行うことといたしております。

また、3の(7)その他にございますように会場周辺で物産展を開催いたしますほか、県内のサッカー少年団に加盟する小学校6年生を無料招待することといたしております。この夏の全日本サッカー大会、これは小学生の全国大会でございますが、この県予選が口蹄疫の防疫対策ということで中止されました。それによりまして、小学校最後の大会でピッチに立つことができなかった6年生、この皆さんにレベルの高い本物のサッカーマッチを身近で体験していただきたいと考えております。

また、4に記載のとおり、試合の前日の1月9日には西都市の清水台総合公園で、今回おいになるメンバーでのサッカー教室を開催することとしておりますが、詳細につきましては、今、中田さんの意向も踏まえながら調整中ということでございます。

「TAKE ACTION in 宮崎」については以上でございます。

2つ目は、みやざき感謝祭でございます。

委員会資料の38ページをごらんください。感謝祭の概要につきましては、1に記載してございます。御案内のとおり、本県を襲いました口蹄疫被害につきましては、全国からさまざまな形で御支援、御声援をいただいたところでございます。それらの御支援等に対しまして、広く感謝の意を表し、復興後のさらなる応援をお願いする機会を設けることとして、先ほどの「TAK

E ACTION in 宮崎」同様、9月補正予算で御承認をいただいていたところでございます。口蹄疫からの復興のキックオフ的なイベントといたしまして、政府関係者を初め、御支援をいただいた企業、みやざき大使、みやざき応援隊の皆様など、本県を御支持いただいているキーパーソンというような方々をお招きいたしまして、11月4日に「みやざき感謝祭 宮崎復興！応援の集い」と銘打ちまして、開催をいたしたところでございます。県からは、知事、中村議長に出席をいただきましたほか、主催地の首長さんにも御参加をいただき、直接、感謝のメッセージをお伝えしますとともに、あわせて本県ならではの魅力、あるいは地元の皆さんが頑張っている姿なども御紹介申し上げまして、さらなる応援をお願いしたところでございます。

当日は、現地対策本部で御活躍をいただきました篠原農水副大臣、小川首相補佐官のほか、特措法の成立に大変な御尽力をいただきました岡本厚生労働大臣政務官などの政府関係者の方々のほか、みやざきフェアを開催していただきました企業、義援金の募集や寄附をいただいた企業の皆様、また復興イベントなどに御協力をいただきました斎藤慶子さん、西島千博さんに加えまして、応援ソングを歌っていただいた今井美樹さんのパートナーでございますが、布袋寅泰さんなど、多彩な皆様に御参加をいただいたところでございます。集いに御参加いただいた皆様からは、それぞれ力強い激励の言葉と復興へのエールを多数ちょうだいしたところでございまして、感謝の思いは十分に伝わったのではないかと考えているところでございます。

また、2の関連イベントの開催に記載してありますとおり、みやざき感謝祭の開催にあわせまして、県内関係企業等の御協力もいただきな

がら、首都圏の百貨店や飲食店などと共同いたしまして、宮崎応援フェアなどを開催したところでございます。これらの応援フェアにつきましては、全国ネットの番組にも取り上げられたものもでございますなど、一般の消費者の皆様に向けても、本県の牛、豚、鶏肉ほか安全・安心でおいしいということなどをPRできたものと考えているところでございます。

私からの報告は以上でございます。

**○水間委員長** ちょうど1時間になりました。今、説明が終わりました。5分ほど休憩したいと思います。

午前11時1分休憩

---

午前11時6分再開

**○水間委員長** 委員会を再開いたします。

執行部の説明が終わりましたが、そのほかの報告事項の質疑については、後ほどお受けをいたしまして、まず議案についての質疑をお受けしたいと思います。どなたからでも結構でございます。

**○太田委員** 9ページのえびの高原荘等の指定管理者の指定であります。今回、ハイランドリゾートグループというところから宮交ショップアンドレストラン株式会社が変わったという初めての経験なんです。ハイランドリゾートグループですから、従業員の人もそれなりの中での弾力性があるのかなと思っております。一般的に見た場合に、失業といえますか、そういうようなことにもなるのかなと思って、恐らく厳しい状況なんですね。その辺を何か配慮されることとか、そのあたりはどうですか。本当は次の会社にそこで働いている人が引き継がれるといいがなという思いもあるものだから、その辺はどうですか。

**○後沢観光推進課長** 雇用の継続については当然、気になる場所なんですけれども、今回、審査に当たって、雇用を継続することというのは審査項目に入っていないんです。というのは、雇用の継続をするしない、そういうことが審査項目に入りますと、前からやっている方がどうしても有利になるということもありますので、審査項目には入っていません。ただ、我々としては非常に気になる場所でもありますので、新指定管理者に予定されている宮交ショップアンドレストランさんにも、今、スタッフで働かれている方を継続して雇用するお考えはあるのかどうかということは、こちらとしても尋ねておまして、どうなるかは宮交ショップアンドレストランさんの御判断ということになっていくんでしょうけれども、現場で働いておられる方を受け継ぐというか、継いでいきたいという考えは基本的には持っておられると。ハイランドリゾートグループさんのほうも、今、現場で働いている方の意思を尊重したいと。引き続きえびの高原荘で仕事をしたいので宮交ショップアンドレストランに移りたいと言われるのであれば、それを尊重するという基本のお考えは持っておられるようです。ただ、これは、実際にどう経営していくとか、そのときにどういう人材を求められるかということと大きく関係してきますので、どこまで継続されるかということは、はっきりしたことは今、申し上げられないという状況でございます。

**○太田委員** 点数がかなり開いておりますので、これはやむを得なかったんだろうと思えます。ただ、働く人たちが安定的にやれるといいがなという思いから、県としても少しその辺の助言ができるようであれば、そういうメッセージを送ってもらいたいのかなと思ったりもし



ました。

それから、11ページに行って、同じ議案第10号ですけども、基本納付金の年額は、今まで3,500万円であったけれども、1,500万円に落とされたということで、これはいろんな配慮があるだろうと思うんですが、順調にいったらいいとか、そういうものでしょうけれども、基本納付金年額を変えようという、その辺の基準といますか、どこが権限を持って変えるのか、県のほうである程度変えられるのか、指定管理者候補者選定委員会等が権限を持っていることなのか、どこが決定するのか、変えるとすればどういう基準で変えられようとするのか、その辺を教えてください。

**○後沢観光推進課長** この納付金額の決定に関しましては、選定委員会は関与しておりませんので、県のほうで決定しております。そのときにどういうことを考慮したかということですけども、過去5年間、今の指定管理者が経営をしてこられておりますけれども、正直言って、環境も非常に厳しい時期に当たってしまったというのがあるんですが、一生懸命頑張っていたんですが、なかなか経営状況が厳しい。そういった5年間の経営状況を見て、後、起債償還をしていかなければいけませんので、償還計画との兼ね合いについて財政当局と協議をしながら、最終的には、今後、次の指定管理者——この時点で引き継がれる可能性もあったわけですけども——が5年間やる上で明らかに赤字が出るような経営というのは望ましくないと。新しい指定管理者を募集するときにも、民間事業者ですから、手を挙げるインセンティブが与えられて、複数の方に手を挙げていただいて、競争というか、その中からより適切というか、よりよい指定管理者を選びたいという思

いもあったものですから、今回、大幅に値下げをしたということでございます。

**○太田委員** わかりました。

**○坂口委員** 関連してですけども、選定委員会の評価の点数での決定になるわけですけども、継続雇用とこういった評価項目ごとの評価というのを相あわせてからの評価というのがちょっと知恵が出せないかなと。例えば、地域への貢献、連携の考慮の項で最高8点の配点がありますね。地域経済とか地域雇用への貢献というところで継続して雇用を創出していくと。一方では緊急雇用での継続雇用という基金事業もありますね。義務づけるんじゃないけれども、そこらが評価項目に入れられないかなと。それはどこと連動するかというと、施設の利用を最大限発揮していく、経費の削減とか、より満足度を高めるとか、継続雇用すれば、経験を持っておられるわけです。ここでどんなポイントの上げ方をやっておられるのかわからないんですけども、ヒアリングでそれはいいかと、3点上げよう、4点上げよう、トータルとして何十点になりましたということなのか。具体的に、満足度を高める、あるいは維持管理費を削減、節約するためにこういうことをやりますと。いったら、本当にそれが履行できるのかと。だれがやるのか、いや、この人が経験を持っているからうちは継続雇用しますと。そうしたら、同じ提案をされたときに、その提案に対して5点上げようとしたら、まず項目として挙げてきたときに2点、それが確実に履行が担保されるといったときに5点合わせるということで、提案だけが正しくても、やれるかやれないかやってみた結果しかわからないというのではちょっと心もとないと思うんです。選挙のマニフェストみたいに、うどん専門の職人さんがフランス

料理までメニューに書けば、だれだってそっちを選んでしまう。ところが、やらせてみたら、いや、僕はうどんは経験があるけれども、フランス料理は経験ないから、まずかったですか、ごめんなさいで終わらせちゃいかんと思うんです。今の提案というのは、評価の仕方とポイントの上げ方で工夫すれば出てくるんじゃないかなと思うんです。絵にかいたもちに終わらせないことと、やっぱり的確に雇用なら雇用にもねらいを定めて、最大限その投資を生かしていくという、そこらはどうなんですか。そこらまで考慮した評価になっているのか、あるいは選定委員が評価される時、ヒアリングをやって、なるほどいい考えだなという考えに対してのポイントだけで終わっているのか、あなたはそれを絶対履行できるのか、具体的に何をもって履行をやるんだというところまでやっていくのか、その評価の仕方というのはどうなんですか。

**○後沢観光推進課長** 雇用に絡むものとして、当然、組織、人員体制をどういうふうに整備するのかということも評価項目に入っております、10ページの資料でいきますと、必要な体制の確保という評価項目としてあたりもするわけです。どういう人員をどういうふうに配置するのか、それはイコールそれだけの人間を雇用するというにもなると思いますけれども、そこについてはちゃんと資料を出していただいて、その場で疑義があれば委員の先生方が質問をしながら、可能な限りで裏づけをその場でとって評価するという方法をとっております。この人員体制は、言い値だけということではなくて、こういう施設の運営となりますと、いろんな資格を持っている方、そういう方が必要になったりもしますので、そういう方がちゃんと

配置されるのか、そういうことも含めて確認をしております。口で5人雇いますと言ったら、そうですかというだけではないというふうに思っています。

後は、人員の問題もありますけれども、雇用されたときの給与水準についても、想定しているものということになりますが、一応資料としては出していただいています。経費の節減のために人件費を大幅に削って、ちょっと不自然であったりとかいうことがないようにとか、そういったところも一応確認はしておりますので、審査の段階で、可能な範囲で雇用に関しては確認しているというふうに考えているところでございます。

**○坂口委員** 給与なんていうのは、月に何ぼ出します、何人に支払いをしますと言えば、5年間びしゃっと客観的な数字が事務的に出ますね。ところが、例えば利用者の満足度をしっかり把握します、高めますといった、こういった抽象的なものは、だれがやるのかによって違うと思うんです。どういうことをやるのかによっても違うと思うんです。だから、そこら辺は経験を生かせるという利点の一つあるんじゃないかと思うので、それをリンクさせて、継続雇用をやった人が高い評価を得られますよだけでは、今のように既得権がずっと生きてきて、いい競争をさせて、いい指定管理者を選ぶところに影響を与え過ぎるかなと思うんです。それは両立ですね。それでなくてもいいんですよ。それ以上の人を持ってきたらそこがポイントを稼ぐべきで、そういった事務的なことでやろうと思えばできることと、やろうと思ってもだれがどういう方法でやるんだということ、それから経験を持っているということですね。そういうものがやっぱり影響するという、その評

価の仕方を的確にやることで相入れることができないかと。これは答えが出せるわけじゃないけれども、そういう努力をぜひお願いしておきたい、これは要望でいいです。

納付金額ですけれども、一つのほうが年間所得額に対して追加納付を4分の1、もう一方は年間所得から5,000万円引いたものに対して2分の1、これは具体的にどういう計算手法になってくるんですか。

**○後沢観光推進課長** まず、高千穂荘のほうは、商売をされて売り上げが上がって所得があると思うんですけれども、利用料金制をとっておりますので、所得が上がった分は基本的には指定管理者の、懐に入ると言う言い方が下品ですけれども、収入になると。ただ、毎年納めていただく納付金額、ここでは5,000万円ですけれども、5,000万円を超えるような大幅な利益が出た場合には、もともとが公の施設でございますので、それを公のほうに還元していただくということでこのようなシステムになっております。超えた場合の半分を納めていただくというシステムになっております。これは実は第1期と一緒なんです。

えびの高原荘のほうにつきましては、ここは財政当局ともいろいろと議論をしたんですけれども、昨年度補正予算をお認めいただいて大規模なリニューアル工事をしております。えびの高原荘とアイススケート場だけで3億近くの投資をしてリニューアルしております。それが第2期の経営に非常にプラスの影響を与えるだろうということで、基本的には同じく利用料金制ですので、もうけになった部分については指定管理者の収入としていただくわけですけれども、そこについては、公の施設を使って商売をされていて、その施設について大きな投資をし

ているので、収入が出た分については4分の1相当額を公に還元していただくという考えで、ちょっとシステムを変えております。

**○坂口委員** 考え方とか方法はわかるんです。でも、もう少し詰められないかなと。こちらはこういうケースだから、投資してしまったから、もうかった部分の4分の1ぐらいは控除額なしで下さいよと。一方は5,000万円ぐらい控除してあげようと。その考え方を分けられたのはわからないでもないですけれども、もうちょっと合理的に、両方ともなるほどなという一つの理由というのが考えられないかなという気はするんです。

そこで、例えば先ほどの補正の300数十万、消費税が決定したことというのがあるんですけれども、今後こういった施設を長く使っていく中で、指定管理を5年ぐらいで選考していくことをやったときに、一定の公的な投資をやる基準と対象物は事務的に決めておくべきだと思うんです。こういう状況に陥ったときは県の責任ですべて投資して改修して、より良好なとか、一定水準を保ちますと。そのための投資対象はこれとこれですと。これは運営者側が自分ところのより効率的な運営のために自主的に投資していただきますという部分を線引きしておかないと、物すごく難しい作業と思うんです。金額だけで決めるのも決して合理的じゃない。例えば、償却年数、あるいは老朽化によって危険性が高まるものとかいう基本的なもので、金額以外じゃなくて、考え方として基本的な所有者が投資すべき部分、その整理をしておくべきじゃないかなと。結果的に、こういった考え方での追加納付といったものを生じさせないような工夫というのは研究の余地があるんじゃないかと思うんですけれども、実際どうで

すか、手法を決定されたときに。

○後沢観光推進課長 追加納付金額のあり方については相当いろいろ議論をしまして、システムを合わせるほうがいいんじゃないかという議論も確かに出たんです。それぞれで議論をして、結果、先ほど御説明したような考え方で一応整理をして、それでいただくというふうにしたところです。

委員が先ほどおっしゃった施設改修の役割分担とか、そういうところについては別途、今後、基本協定書を結んだりして具体的な役割分担とかまた決まってくるわけですがけれども、その中で、これは第1期と基本的には同じ考えを踏襲しているんですけれども、おっしゃるとおり、明確に線を引くことは難しいんですけれども、施設の躯体とか構造に関する部分については県が責任を持って修繕をしましょうと。ただ、日々使用している過程で壁紙がちょっとはがれたので張るとか、そういう小規模修繕については指定管理者のほうでやっていただくという、一応の役割分担をしてすみ分けをしようというふうに整理をしているところです。実際には、個別案件ごとにこれはどっちなんだという話になりやすく、なかなか悩ましいところではあるんですけれども、一応基本的な考え方としての整理はさせていただいているところです。

○坂口委員 難しいと思うんですけれども、ぜひもう少し詰めていって……。でないと、大規模投資をぼんとやる時期に指定管理者になった人というのは、出した利益が大幅に持っていかれるとか、そこらのところはタイミング的なもので極端に変わるような納付じゃいけないと思うんです。努力した部分は幾らもうけを出そうと、もうかった部分は努力の報いとして持って

帰っていただくというようなことでないと、釈然としない部分があって、難しいことを言っていますけれども、これは要望ということです。

○蓬原委員 前に説明があったんでしょうけれども、私もこの違いは何なのかなと思って、おっしゃるように、高千穂荘もいずれ老朽化したときにそのタイミングが来るわけですね。そのときにはまた計算式を変えないといけない。考え方が統一していないなということは考えています。

例えば、えびの高原荘の場合、1,500万円は県に借りているから納めるわけでしょう。プラスアルファの利益があるはずですね。2,000万円あった場合、仮の計算で、まず県に1,500万円払いますね。あと500万円残りますね。これでいくと、年間所得額が2,000万円だから、その4分の1ということは500万円です。1,500万円に500万円足して2,000万円でプラマイゼロということでしょう。今のは私の計算だから間違っているかもしれませんが、教えてください。1,800万円しか利益がなかった場合、1,500万円は県に返しますね。あと300万円しか残らないでしょう。ところが、1,800万円の4分の1ということは450万円だから、1,500万円に450万円を足せば1,950万円になるんです。1,800万円しか利益がないわけだから、この指定管理者は150万円赤字ということかなと思ったんですけど、私の計算式が間違っていますか。

○後沢観光推進課長 ここをどういうふうに考えているかという、県に1,500万円をお納めいただいた上で、さらに黒字が出たときに、そのときに黒字の中から4分の1だけを納めていただくという考えでございます。ですから、納めていただくことによって赤字に食い込むということはございません。

○蓬原委員 確認です。例えば、1,800万円だった場合、1,500万円を納めていただいて、300万円の4分の1をプラスで納めるということですね。それは確認をとりました。1,500万円よりも下回った場合は、努力が足りなかったから当然手出しがあるということでもいいわけですね。例えば、1,200万しか利益がなかったということは、1,500万円払わないといけないわけだから、300万円は自分ところの金庫から持ってきて、300万円足して県に家賃を払わないかんということですね。

さっき坂口委員からもありましたけれど、高千穂荘との違い、ここの整理がどうも……。私もこれでいいのかなという気がするんですけども、いかがなものですか。何かわかりづらい。基本の計算式、公式というのはきちっと同じものでないと、その都度その都度の公式の算定というのは、何か御都合で決めているような気がして釈然としないんですけど、理論的にされたことが何かあるんでしょうから、わかりやすく説明してください。

○水間委員長 課長に申し上げますが、今お話しの基本の納付金額、この算定基礎をどのようにして1,500万円に決めたのか、また高千穂荘のものも決め方があったはずですから、5,000万円ですか、この基礎をはっきりさせて、どういうふうに5,000万を設定しましたというのを教えてください。

○外山 衛委員 高千穂荘も家賃を下げるわけですね。昨年度の売り上げとか、数字も少し見せないとわからないですね。それぞれ幾ら売り上げて、過去何年間、赤字だったのか、黒字だったのか、その辺がないと、こういう質問になるわけです。昨年度は高千穂荘の納付金は幾らでしたか。（「高千穂は4,500万」と呼ぶ者あ

り）売り上げが伸びないから、やっていけるように大家さんが家賃を下げたわけですね。その辺の絡みから説明されないと、この資料だけではぴんとこないです。

○水間委員長 部長、ちょっと整理してください。

○渡邊商工観光労働部長 基本納付金や追加納付金の考え方は、実は9月の議会で御説明しているんです。それを前提に今回、指定管理者を選んだということですから、基本的なこのフレームは、そういうことで指定管理者をお願いしている。ただ、中身についても一度確認したいということだろうと思いますので、もう一度、資料をつくりまして御説明したいと思います。

○水間委員長 そのようにお願いします。

私からも関連で、えびの高原荘のことでお話があるんですが、前任のハイランドから今度、宮交にかわりました。今までのいきさつとしては、スケート場の機械が故障した、ちょうどリーマンショックもあった、備品関係もいろいろある、非常に苦勞された指定管理者のハイランド、あと4カ月ぐらい残っているんですけども、一生懸命、自分の任期まで全うしたいというようなお話も聞きました。そこで新しい人が指定管理者になる。前任が御苦勞をされた。今まで3,500万円が今度1,500万円になった。そこらあたりの考え方というんですか、前の人が本当に苦勞してやってきた中で、今度新しく宮交さんになる。決まったことに対してどうのこうのは言わないけれども、前任のハイランドはまだ一生懸命頑張っているさなかで、こうやってかわっていくということは、苦勞された方だからこそ、何かもうちょっと——ただ金額的なものだけで指定管理が決まっていくとすれば、い

かなものかなと思ったり、そこら辺の説明は十分あったんだろうなと思いますが、どうですか。

**○後沢観光推進課長** 今回の指定管理者が厳しい状況の中で頑張っていたらいるというのは、私どもも同様に考えているところがございます。どうしても今の指定管理者が頑張っておられる間に次に向けての選定作業をしなければいけないというのは、スケジュールの関係でやむを得ないことでございますし、納付金額を下げたということも、今の指定管理者も含めて皆さんに提示をした上で、それを理解して応募していただいていると。その中で、金額の問題、経費節減とか、そういうことだけではなくて、当然、審査の過程では、誘客増、集客力を高めるためにどんな工夫をされるのか、サービス向上のためにどういうことをされるのかということも当然、評価項目に入っていますし、御説明を受けていますので、コストの多寡だけで決めていることではもちろんないということで、我々としては是々非々で決まってきたと。各審査委員の皆さんがそれぞれの知見に基づいて審査された結果だというふうに受けとめております。当然、我々も、頑張っていたらいると思いますので、これまでも誘客増に向けて指定管理者に完全にお任せということではなくて、例えば国のこういう事業があるから使って何かやってみないかとか、我々としてできるだけ、小さな取り組みですけれども、えびの高原荘に泊まっていただくような取り組みをしてきたところなんです。残り数カ月ありますけれども、そういう我々の真摯な対応に変化はないというふうに思っております。

**○蓬原委員** 高千穂荘ですけれども、さっきの考えからいくと、追加納付金額ですが、例えば

1億円の利益があると、5,000万円は県に家賃としてお払いします。あと5,000万円残りました。引くのが5,000万円だから最高利幅5,000万円はあなたのところがもうかってもいいよというお話になりますよね。そういうことですね。これが1億1,000万円の場合は、5,000万円まず納めて、6,000万円から5,000万円引いて、1,000万円の2分の1は県と借り主とで折半しようというお話ですね。この利幅というのが、高千穂荘の場合は頑張れば5,000万円まではいいという話になりますね。条件がえびの高原荘はどうなのかなど。非常に条件がいいのかなという感触を持つわけなんです。しかも、応募が1者だけですね。買い手市場になって、こちらが条件がよくなっているみたいなことはまさかないですね。追加納付金額を納める等々の条件を決めるときに、ここがもし受けていただけないと、受け手がないというような状況もあるかもしれない。そうなったときに、この条件の設定が、買い手市場で非常に条件のいい設定がされたというようなことは、まさかと思いますが、ないですね。確認をとっておきたいと思います。

**○後沢観光推進課長** そういったことは全くございませんでして、我々としては、高千穂荘についても、えびの高原荘につきましても、先ほどお話ししましたとおり、複数の方に手を挙げていただいて、我々にとってよりよいと思われる方に指定管理者になっていただくということで、競争していただくことが理想だというふうに考えておりましたので、そういった恣意的な操作と言ったら変ですけれども、そういうことをするという発想は全く持ち合わせておりません。実際、高千穂荘も現場説明会には複数の方が来ておられて、結果として1者だけが手が挙がりましたがけれども、そういうことから、我

々も競争を求めて公平な目で制度を構築したと  
いうことが言えるかと思っております。

○蓬原委員 あと一点だけ確認しておきます。  
指定管理者の選定委員会のメンバーがございま  
すね。このメンバーというのは、応募される時  
にはマル秘で伏せられているのでしょうか。

○後沢観光推進課長 このメンバーにつきましては、公表の段階で募集要領の中に書き込んで  
おりますので、明らかになっております。

○蓬原委員 これはもしかしてですが、えてし  
て人間社会は、事前の営業というか、お願い、  
あいさつというか、そういうことがあるかもし  
れませんから、今の県土整備部がやっている入  
札制度改革等との感覚でいくと、実際はここは  
触れられていないことも検討されるべきじゃな  
いかなという気がしますので、意見として申し  
上げておきます。以上です。

○渡邊商工観光労働部長 指定管理者の一連の  
手続については、これは県の方針で全部やって  
いまして、我々が特別にこういうことをやって  
いるということではありません。それははっき  
り今、申し上げたいと思います。

それから、もう一つは、指定管理者でいつも  
思っているんですけども、従来、5年なり3  
年やりまして、新しい人にかえるというときは  
非常に難航する。今、委員長がおっしゃったよ  
うな御心配とか、いろんなことがあるんです。  
公の施設でも、一種のホテルとか旅館、こうい  
うものはできるだけ民間の方々が参入して興味  
を持っていただいて手を挙げていただきたい、  
私はそういう思想でおります。そして、公の施  
設にもいろんな施設があります。県には福祉施  
設もあれば芸術文化の施設もあります。こうい  
う施設については、結果を見ますと、ほとんど  
固定しているような状況です。指定管理者制度

というのはもうちょっと自由で、いろんな興味  
のある人が参画して、それで経営を競うとい  
うのが基本だろうと思うんです。そういう思想で  
今回やっていただいたということが一つあるん  
だろうと思うんです。私は、この委員について  
もそういうことをされるというような委員は一  
人もいないと思いますし、我々としても公正に  
やっているということが一つ。

それから、もう一つ、えびの高原荘について  
は非常に経営が厳しかった。高千穂荘について  
は、このやり方は従来の5年間と基本的に変わ  
っていないんです。えびの高原荘については、  
後で資料で詳しく説明いたしますけれども、  
基本的には経営が非常に厳しかった。基本  
納付金が負担になっていた。それを下げた。た  
だ、下げたからこそ、我々としては経営努力を  
見たいと。だからこそ、プラスアルファある分  
については4分の1をいただく、そこを今回、  
思想として出した。そのあたりは前回の御説明  
で我々の説明が足りなかったということであ  
れば、今回また考え方を整理して委員会のほう  
に御説明させていただきたいと思っております。  
以上です。

○坂口委員 僕らも説明を受けて、むしろ説明  
が足りなかったじゃなくて、僕らはその時点で  
余り深く考えなかったというのがあるのかな  
と思うんです。何か説明を受けたなという感じ  
ぐらいでですね。そこは部長が心配されるよ  
うなことはないと思うんですけども、例えば具  
体的に数字が見えてきたものですから、税引き  
後となっていますね。税引き後に5,000万  
以上の利益を上げるということが現実的なのか  
どうなのか。前年度の売り上げ、役員報酬、  
そういうものが発生しているのかどうなのか、  
実際、課税を利益に対してどれぐらいさせら  
れて、税引き

後5,000万以上の利益を上げるだけの可能性がどれぐらいあるのかということも含めて、そういう説明を一つしていただけるといいなと。

考え方としてこの次また検討しておいてほしいのは、指定管理費の中に一つは減価償却というものは考えられないのか。毎年、次の投資時期が来る。更新の時期が来る。普通の経営だと、そうですね。減価償却というもので次の投資時期までは再投資ができるように、更新の時期には建てかえられるようにというものを企業というのはストックしていきますね。さっき言われたように、大きい投資になると県が何億というリニューアル投資が要る。だから、こちらではたくさんいただかなきゃ大変なんだというのがあるけれども、そういったものをまず基本料金として県の指定管理の施設利用料の中に当初から入れられないのかどうかということです。年間何千万なりの使用料をいただきますというところに減価償却は普通だと入れるべきです。とてもじゃない、そんなコストは回収できないとなれば、そこを下げたかわりに、利益が出たら幾ら下さいじゃなくて、償却費は優先して利益の中からまず所有者側がいただきますよという料金のシステムというのは不可能なのかどうか、そういったことまでこの次の機会にもし説明いただければですね。その参考として、昨年の両施設の運営状況が経営的にどうだったのか、大まかな経費費目でいいですから、見せていただけると……。

**○水間委員長** よろしくお願ひします。ほかにありませんか。

**○西村委員** 4ページ、5ページに誘客対策の事業がありまして、復興緊急と恋旅のほうです。これはテレビCMなんかも見ましたけれども、3,000万円、1,200万円と非常に大きな予算

を組まれているんですが、観光というのはなかなか効果をはかりにくいと思うんですけれども、今回、この事業効果をどうはかるのか、やった後、つぎ込んだ後にどうはかるのかの考え方をお聞かせください。

**○後沢観光推進課長** なかなか効果測定が難しいというジレンマは我々も常に抱えているわけですが、口蹄疫復興緊急誘客事業につきましては、旅行エージェントなどに商品化を促すという事業でございますので、商品は当然、送客目標、送客実績ということが出てまいりますので、そういったものを一つ評価の基準に考えていきたいというふうに考えております。

**○西村委員** 恋旅のほうはどうはかるんですか。

**○後沢観光推進課長** 恋旅のほうは、宮崎恋旅という新しい観光の発信ということで考えておりますので、それを評価するのはなかなか難しいところもあるんですが、この事業はただ単に宣伝するというだけではなくて、東京ガールズコレクションとコラボレーションした旅行商品をつくってもらうとか、そういうことまで目指しておりますので、そういう商品の造成による送客とか、そういうものである程度はかることができるのではないかとこのように考えております。

**○西村委員** 東京ガールズコレクションはことしのはもう終わっているんですか。先ほどの説明だと、知事も行かれてという話だったんですけれども、それから宮崎に向けて来てください、恋旅プロジェクトをやっていますということやるんだしたら、ではその方々がどのぐらい恋旅というものが頭に入ったか、認知したのかということ、そういう事業のはかり方はされないんですか。



○後沢観光推進課長 まず、東京ガールズコレクションは、秋冬と春夏で年2回やっております。9月と、今年度内ですと3月にもう1回やります。9月のほうはチャリティーステージということで、どちらかというところの御厚意でやらせていただいた部分がありまして、その場で恋旅のブースを出させていただいたりしていますけれども、本格的な展開はできていないと。我々がこの補正予算でターゲットに考えているのは3月のイベントのほうでして、予算をお認めいただいた場合には、3月のTGCの場に向けて、主催者、旅行エージェントと連携して商品をつくっていただくとか、その間に、ここから先はこれから詰めなきゃいけないんですけれども、例えばTGCに出ておられるようなモデルの方とか、出ていなくても発信力のある読者モデルの方、そういう方に宮崎に来ていただいて、そこで宮崎の観光地を見ていただいている様子を雑誌に取り上げていただく、そうすることによって、宮崎恋旅の誘客層の20代、30代に対する、宮崎恋旅、TGCとの連携というイメージを発信していきたいというふうに考えております。

効果測定の関係ですと、エージェントに旅行商品をつくっていただくということもありますけれども、現在展開している恋旅の取り組みでも、地元の旅館やホテルがこの取り組みに興味を示していただいて、自社独自に恋旅の宿泊プランをつくっていただいたりということもしていただきますので、そういう広がりがどれぐらい出るかということでもはかっているかなというふうに考えております。

○新見委員 西村委員の質問と関連なんですけれども、恥ずかしながら東京ガールズコレクションというイメージが私、余りよくわからな

いんです。これはイベントそのものの名称ですね。これはどこが主催して、過去に地方が自分たちの地域にお客様を呼び込むためにこういった連携をやった実績等があるのか、そこを教えてくださいたいんですが。

○後沢観光推進課長 TGCというのは、中核になってやっておられるのがエフワンメディアという会社でして、そこは女性向けのファッションブランドを持っていたりもしますが、こういう若者向けのイベントなどを通じて情報発信することをお仕事とされているところです。実際に、TGCのイベント自体は実行委員会という形でいろんな方が集まってやられているものです。平たく言えば、ファッションショーということになりますけれども、基本的には主に東京近辺の、9月のときはさいたまスーパーアリーナでやったんですけれども、そこで前回3万人ぐらいの若い方を集めて、いろんなファッションブランドのファッションショーを有名モデルが来てやると。携帯電話を使って、あのモデルが着ているあの服が欲しいということでその場で買ったりとか、そういったことができるという意味で、ただ見るだけのファッションショーとはちょっと違うという仕組みになっております。

地方との連携というのがこれまでどれぐらいあったのかという話ですけれども、TGCが地域活性化とか地方との連携をやっていきたいという思いを非常に持たれていて、これまで福井県鯖江市の眼鏡産業、ファッションとの親和性は高いんだと思いますけれども、それとコラボレーションしたり、京都の着物とコラボレーションしたりということをやられています。地方開催をされた例もあって、東京でやるほど大規模にはできないんですけれども、今、既に実

績があるところでは沖縄でやっておりますし、名古屋でやるという話もあります。そういった意味で誘客に使うというところとか、地場の産業を振興させたいという思いで連携したりという例はこれまでもありますので、TGCサイドにとっても宮崎の観光と連携するということは全く不自然ではなくて、むしろ向こうが恋旅に関心を示して、一緒にやりたいというふうに言っているという状況です。

**○新見委員** 今おっしゃった、要するにファッションのイベントですね。その中で地方のいろんなものを紹介したりとか、そういうイメージだと思うんですけども、大した発信力があると思うんですが、こういった発信力を駆使して、どうやって宮崎に来てもらうような発信の方法をやるのか、ちょっとイメージが……。

**○後沢観光推進課長** このイベントの場で宮崎観光とか宮崎恋旅を露出するというのも当然やりますけれども、我々としてはそれだけに期待しているのではなくて、イベントまでの間に、先ほどお話ししたようなモデルさんとか、読者モデルとか、そういった方を使わせていただくと。ブランドとしてのTGCという力を使わせていただいて、宮崎向けの旅行商品をつくっていただくとか、宮崎恋旅というものをTGCが大好きなような世代に植えつけていくということを考えているところでございます。今、特に旅行の行き先とか、そういうものを決定するというのは、女性が主に行き先を決めるということもありますので、そういう意味では、その層を誘客対象に絞って取り組んでいくときに非常に有効な連携先だというふうに考えているところでございます。

**○新見委員** 4ページの口蹄疫復興緊急誘客事業については、航空会社、旅行会社、そこと旅

行商品の造成を検討するわけですね。TGCのほうは、これを活用するけれども、旅行商品そのものの造成は直接TGCがタッチするわけじゃなくて、県と旅館等と連携して新しい旅行商品をつくるということですか。

**○後沢観光推進課長** 基本的には、旅行商品の送客支援をしていくとかというスキームになると思いますので、非常に単純化すれば、旅行会社さんと県のほうでやるということになるかもしれませんが、その中で旅行の仕掛けとして、宮崎恋旅が誘客層にしている若い女性にどういった旅の目的地とか行き先というのがなじむのかということについて、例えばTGCさんからアドバイスをいただくとか、そういったことは考えられますので、当然、TGCさんとも情報交換をしながら商品造成などを考えていくということになると考えております。

**○新見委員** この事業費1,200万ですけれども、これは具体的にどういった部分に使われていくんですか。

**○後沢観光推進課長** 事前にどれだけ連携しても、実際にお客さんたちがいっぱい集まる表現の場、発表の場である東京ガールズコレクションのイベント自体に我々が出展しないというのは、ちょっと発信力に欠けるので、3月の東京ガールズコレクションで、形はこれから詰めなきゃいけませんけれども、ブースを置いてもらうとか、情報発信をする場、機会をつくっていただくのに必要な経費もありますし、事前に旅行商品を造成する——ひょっとしたら旅行商品ができるのは4月以降ということになるかもしれませんが、そういった造成支援ですとか、雑誌に掲載するといったときにも、なかなか世の中、厳しくて、ボランティアでただで載せてくれるということは難しいものですから、

そういうところの支援だとか、そういったことに使うということで考えております。

**○蓬原委員** 部長がかなり激しい口調でおっしゃいましたが、私は、恣意的なことがあったとは言っていないんです。今こういう御時世ですから、算定式が違う、どうもそこが我々聞いても……。確かに9月に説明は受けたように思っています。そのときにすべて理解していなかった部分もあったんでしょう。あったと思います。ところが、実際ここでこうして出されてきてみると、それから理解も深まったというか、ばかの後知恵ともいいえますけれども、それでおかしい、何となく釈然としないなということの中で、こういう御時世ですから、そういうことがあったというふうにえてして思われるといけいけないので、課長に確認もしたし、また意見として申し上げたのは、そういうふうになっただけいけないので、御検討なさったらどうですかという意味を込めて言ったことで、私は、恣意的なことがあってこうなったんだろうとは一言も言っておりませんので、前向きな議論のつもりでやったことでありますから、御理解をいただいております。

**○渡邊商工観光労働部長** 今、蓬原委員のおっしゃったことは十分我々も理解しておりますので、この問題につきましては、ちゃんとした説明資料をつくって、もう一度御説明したほうが良いというふうに私も思っていますので、できましたら1時の再開に間に合うように、そういうことで頑張りたいと思います。できないときはできませんと私は言いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

**○水間委員長** 昼食のため、暫時休憩します。

午前11時55分休憩

午後1時1分再開

**○水間委員長** 委員会を再開いたします。

**○後沢観光推進課長** 指定管理の基本納付金の金額の考え方と、追加納付金の仕組みの考え方、これを改めて御説明差し上げようと思っております。お手元に7月21日の常任委員会でお配りして御説明させていただいたものと同じ資料があるかと思いますが、そちらをごらんいただければと思います。直接、御説明に関係ないところもありますので、要点だけ御説明いたします。

まず、えびの高原荘について2ページをごらんください。(3)で施設収支状況という表があるかと思いますが、これを見ていただきますと、上に収入欄、下に支出欄がありまして、収支差額が一番下の欄に書いてございます。収入につきましては、平成18年から指定管理者でシステムが変わっているため、それ以降の部分をごらんいただければと思いますが、宿泊等の売り上げ、スポレク施設の売り上げ、その他の収入によりまして、平成21年でいいますと、2億円ちょっとの収入があるという状況になっております。これに対しまして、支出の欄をごらんいただきますと、県への納付金が、第1期、現在は3,900万円いただいておりますが、3,900万円を含みまして、そのほか人件費、仕入れ材料費、管理事務費等、もろもろ合わせまして2億2,400万ちょっとという支出となっております。収支差額が約2,400万という状況になっております。平成20年も同様に、2,400万ちょっと、その前も2,000万弱の赤字が出ているという状況でございまして、いろいろ経営努力はさせていただいておりますけれども、やはり厳しいという状況がございまして、第2期の指定管理者の選定に当たりましては、なるべく多くの方に手を挙げていただくインセンティブを与えた

いという意味からも、この2,400万相当部分を減額いたしまして、納付金を1,500万とさせていただいたというところでございます。

追加納付金の考え方でございますけれども、資料としては1行だけですが、3ページに、(4)のところに納付金額というふうに書いてございます。①②と並んでいるので関連づけて御理解された先生方もおられたかもしれませんが、①のところは忘れていただいて、追加納付金額のところだけ見ていただくと、年間所得金額の4分の1、利益発生時のみというふうにしておりますが、運営をされて所得が出た、利益が発生したときには、その分については利益の4分の1をいただくというふうにしております。これは、第1期におきましては、実は高千穂荘と同じ仕組みにしておりまして、コストの中には基本納付金額も入っているわけですが、それを納めていただいた上で利益が出て、その出た利益が3,900万を超えている、納付金として納めていただいている金額相当以上の利益が出た場合に、その額を超える部分についての半分を県に追加納付金として納めていただくというシステムをとっておりました。ただ、今回、第2期の指定に際しまして、そもそも基本納付金を大幅に下げさせていただいておりますので、そういう意味では、今まである意味、げたを履かせていたわけでございますけれども、その部分は御遠慮いただいて、利益が出たらその分から4分の1をいただくと。4分の1をいただくのは、先ほど午前中御説明申し上げたとおり、3億を超える投資をしているので、その効果もあるだろうということで、それで利益が上がったという分については公に還元していただくという考えでございます。

高千穂荘のほうでございますが、資料の9ペ

ージに施設収支状況という表があるかと思いません。同じように収入欄を見ていただきますと、宿泊等の売り上げ、披露宴売り上げ、その他の収入ということで、平成21年は合計で3億1,500万ちょっとの収入を得ております。それに対しまして、支出につきましては、県への納付金4,500万円、今はいただいておりますが、これを含みまして、人件費、仕入れ材料費、管理事務費など、もろもろ合計しまして2億9,000万余という支出額となっております。平成21年でございますと、差し引き1,900万ちょっとの利益を出しておられるという状況でございます。第2期の指定管理を検討する際に、利益が出ているというのは当然、今の指定管理者の努力によるところもあるかと思っておりますけれども、県を初めとして講じているさまざまな、特に高千穂は入り込みが伸びておりますので、そういう施策の効果もあるだろうということ、利益が出ているので、もう少し御努力いただくという余地もあるだろうということで、500万円値上げをして5,000万円を基本納付金としていただくということで整理させていただいております。

追加納付金につきましては、10ページの(4)の②に書いてございます。これは、納付金を納めていただいた上でさらに利益が出ている場合、その利益が基本納付金相当額5,000万円を超えた場合には、超えた部分の半分を県にお納めいただくということで、第1期と同じシステムとしております。えびの高原荘は先ほど御説明したとおり、大幅に基本納付金を下げているので、げたは履かせないということにしておりますが、高千穂につきましては、基本納付金については若干値上げという状況になっておりますので、げたを履かせるという従来の形を続けるということで、こういう整理をさせてい

ただいたところでございます。

なお、指定管理者の指定に関する一連の手続は、県で共通の手続やルールが定められておりまして、我々もその手続にのっとなってやっておりますので、基本的には、ほかの公の施設と同様の手続を踏んでやらせていただいております。午前中の御審議の中でも、選定委員会のメンバーのお話とか出てまいりましたけれども、7月の段階の資料の例えば3ページ、こういった方々を選定委員として選んで、次のページ以下の手続を踏んで選んでいきますということを御説明差し上げてきたところでございます。

なお、今、御説明した中で、追加納付金のところは、言葉だけだとなかなかお伝えしにくいかなと思っておりますので、今、もうちょっと見やすい資料をつくっておりますので、もしよろしければ、きょうこの後、土木が入られると思いますが、その後、ちょっとお時間いただければ、そこで改めて御説明を差し上げたいと考えている次第でございます。説明は以上です。

**○水間委員長** 資料については後で見せていただくとして、ほかにはないですか。

なければそのほかの報告事項に入りたいと思いますが、よろしいですか。

では、その他の報告事項について質疑はありますか。

**○太田委員** パンフレットの東九州メディカルバレー構想の真ん中のページですが、大分県と宮崎県の医療機器生産額、大分県が4位、宮崎県は27位というふうになっておりますけれども、ちょっと見た場合に、大分のほうがかなり体力があるんだなという中で、こういうふうにしてこの地域を守り立てていこうということで構想されていると思います。体力差があると見ていいのかどうかわかりませんが、こういうア

ンバランスな力の差でやっていくときに、今後、宮崎県も対等に伸びてもらいたいという思いがあるものですから、こういう構想を打ち上げるときに将来こういうところは気をつけておかないかとか、宮崎県としても順位を上げていくような取り組みもせないかんということは何かされなくていいんでしょうか。

**○富高工業支援課長** この数字に関しましては、基本的には宮崎で原材料、いわゆる人工腎臓の中空糸と言われる原材料をつくって、それを大分のほうに運んで最終製品にして出しているというような形になっておりますので、額が原材料の出荷額と最終製品の出荷額ということで大分違ってくるといような違いは出てくるといことでございます。ただ、構想の本資料の13ページに、大分県と宮崎県、両県生産の拠点の状況ということで各企業さんの工場等を記載しておりますけれども、これを見ていただくと、そんなに偏りはない、工場はそれぞれにあるという状況でございますので、そんなに力の差があるというふうに我々は認識しているものではございませんが、ただ、地場企業の参入とか、そういったことを踏まえながら、少しでも多く生産額が向上するように努めてまいりたいというふうには思っております。以上でございます。

**○太田委員** お互い共存しながらということだろうと思います。説明としてわかりました。

**○蓬原委員** 30ページですけれども、誘致企業、丸のついた数字が4つあるんですが、これは本社はどこにある企業——外から入ってきた企業と理解していますけど。

**○山口企業立地課長** この4社は県外からということで丸をつけさせていただいていますが、順番に、リンケージサービスが北海道の札幌で

ございます。10番のプティパが大分からの立地でございます。11番のアイエヌティが大阪になります。26番のアイティーシェルパが福岡からの誘致になります。以上でございます。

**○蓬原委員** 県外からの誘致という観点からですが、今この4件ですね。経緯は報告は受けているわけですが、減少傾向でしょうか、ふえる傾向でしょうか。

**○山口企業立地課長** 県外からの立地につきましては、5年間を見ても、昨年、一昨年と例年のほぼ半減しております。やはり全国的な傾向でございますが、国のほうで42年から調査しております工場の立地動向調査を見ましても、昨年は、九州を含め全国的に県外から各県に立地した企業数は半減しています。本県も同様に、数字的に申し上げますと、20年は25社立地しておりますが、新規——純粋に県外から来ていただいたのが8社でございます。そして、21年度、リーマンショックの年でございますが、4社になっております。今年度がまだ途中でございますけれども、4社にとどまっているという状況でございます。以上です。

**○蓬原委員** 宮崎県として見れば、よそから入ってきていただいたほうが企業数がふえるわけだし、いいことですね。ほかにもあるわけだけど、これは言うならば県域内の企業努力によって企業拡張されたわけだから、それはそういう情勢だから仕方ないとして、あと一つ、心配事は、きのうの新聞でもそうですが、やはり海外に製造拠点を移す大企業も多いんだというような話がありますが、宮崎県内の企業で中国等とか、あるいは東南アジア等へ出ていってもらっちゃ困ることもあるわけですね。引張ってくると同時に、出てもらっちゃ困るわけで、そのための事業もされていましてけれど

も、そういう懸念というのは今のところ県内の企業においてはいいんでしょうか。

**○山口企業立地課長** 今のところ、県外のほうへ移転という直接的なお話は聞いてはおりません。ただ、本社機能が東京、大阪等にありまして、こっちのほうは支社なり何番目かの工場ということになっていると思いますが、本社サイドで見ると、そういうふうに県外へ展開する企業というのは、しているというふうには考えております。ただ、こういったものを踏まえて、国のほうも国内企業に国内に投資をしてもらうということで、国内投資促進プログラムなるものを今整理しているやに聞いておりますので、その辺の状況を見ながら対応していきたいと思っています。それと、フォローアップ事業というのをやっております。その中で、いろんな状況等、お話を聞いて、御要望等、極力真摯におこたえするようにしまして、できるだけ、増設、新設に当たりましては県内にとということで、逐一回らせていただいておりますので、そういった回っている中では、景気がよくなって将来的にはという思いがある企業は聞いておりますけれども、現在のところ、実際にというのは聞いておりません。以上です。

**○蓬原委員** わかりました。

**○外山 衛委員** 誘致企業、皆さんの努力に水を差すような発言になりますけれども、誘致企業とは何かということです。例えばこの場合、県内業者の事業所の展開、拡大も入っているわけですね。税制優遇とか、固定資産税の優遇とか、特典がついていましたか。

**○山口企業立地課長** これにつきましては、国のほうで企業立地促進法というのがございます。その中で、例えば機械を新しく入れます高度化計画や工場増設、そういった計画につきま

して認定を受けますと、不動産取得税が免除になります。市町村の固定資産税の減免については市町村で若干異なりますけれども、それと定額の融資を受けられる、そういった制度がございます。

○外山 衛委員 わかりました。努力に水を差すようではありますが、例えばタクシー会社が日南でやっています、都城に支店を構えた、これは誘致企業にならないんですね。立地企業なのかな。そういうケースは実際にはないんでしょうけれども、製造業とかが多いものですから、優遇制度は税制と融資制度ですね。認定の基準というのは支店の拡大なんだけど。

○山口企業立地課長 大事なことを忘れていましたが、うちのほうで増設や新設に当たって、雇用の要件あるいは投資額の要件がございますが、県のほうで補助をさせていただいています。補助対象が、現在のところ、うちのほうで集積が弱いということで製造業あるいは情報サービス、流通関連、試験研究、そういったある程度業種を決めております。それにつきましては、県のほうで宮崎県産業集積活性化基本計画というのを定めておりますので、その中で4つの業種を定めております。それらの業種については補助をさせていただくというふうに進めております。

○外山 衛委員 了解しました。明らかにふえているんですから、決して悪いと言っているわけじゃないです。内容についてどんな優遇制度があるのかなと思って。

○坂口委員 参考までですけれども、委員会資料の37ページ、サッカーイベントです。主催が社団法人宮崎県サッカー協会、括弧の中が宮崎県、宮崎市、西都市以下ですね。宮崎市と西都市しか市町村が加わっていないんですけれど

も、こういったことですか。

○小八重みやざきアピール課長 まず、サッカーマッチを宮崎市の運動公園でやるというのが一つございまして、宮崎市の方、宮崎市観光協会等にも御協力いただくということが一つございます。それともう一つ、前日に、少年を相手にサッカー教室を西都市の清水台総合公園で行いますので、いろいろと便宜を図っていただく関係もございまして、開催市町村に入っていたというところでございます。主催市町村等に関しましては、先ほど説明でも申し上げましたが、物産展等を開催いたしますので、そちらのほうで参加していただくということで考えておりまして、実行委員会には実際に施設を使わせていただく地元の市町村に入っていたというところでございます。

○坂口委員 今度、口蹄疫からの復興とか、西都児湯地域は、自治体の連携不足とか、いろいろ心配な材料もあるんです。そういった中で、ここには、口蹄疫復興を銘打つからには、実際、会場を使う使わないというレベルの問題じゃなくて、県が主催になってリーダー役を務めていってやるなら、せめて一定のエリアは入れたほうがよかったんじゃないかなと。これは冷めちゃいますよ。特に少年サッカーなんていうのは川南はすごく盛んなんです。指導者もたくさんいる。

○小八重みやざきアピール課長 今の御指摘はもっともだと思いますが、実は今、中田さんともお話を進めています、児湯地域の少年サッカーの人たちあるいは、まだはっきり決まっておられませんので、詳しいことは申し上げられませんが、学生さんあるいは農家の皆さんとも交流会をやるというようなことを中田さんのほうからも御提案を受けていますので、その節には

また改めて1市5町のほうには御相談に行こう  
ということで計画を進めているところでござい  
ます。

○坂口委員 もうこの時点になったわけだから、それはどうしようもない。やっぱり観光協会とか市町村役場の担当窓口とか、最初から企画をやっていくというのが成功の秘訣だと思うんです。県レベルでの行事と考えれば、できればそういうぐあいに今後配慮していただければなということですか。

○水間委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○水間委員長 なければ、その他で何かありませんか。

○西村委員 2点ほどあるんですが、けさほど畜産に関係ある運送業者から電話がかかってきて、韓国で口蹄疫が発生したということで非常にびりびりしております、その中で、空港の防疫の様子が出ていたと。非常に不安だという、あれっぽっちという言い方は悪いんでしょうが、テレビの映像を私は見ていないんですが、あれで大丈夫かということのをけさ朝一番で電話があったものですから、おわかりになれば、韓国からの観光客対策とか、そこはどうかになっているんでしょうか。

○後沢観光推進課長 空港の防疫につきまして、総合交通課のほうで対応していただいているので、私が聞いている範囲ですと、きのうの時点で発生したので、情報提供して、防疫体制をしっかりとやってくれということでお話をされています。観光客対策ということでしたので、私のほうで今どんな状態かというのをお話をしますと、国内で発生したわけではないので、余り対応を拡散させるというところまではいっていないんですけれども、ホテル・旅館組合やホ

テル協会、そういうところには農水省からのプレスリリースとか、情報提供して、注意喚起をしているところです。県の観光協会に対しましても、同様に情報提供して、今後どういうふう  
に事態が動くかわかりませんので、アンテナを高く張ってしっかり対応するよということ  
で、情報交換を密にしています。畜産課のほうもいろいろ動きをとっておられますので、そこの対応のそごがないよということも含めて、けさほども情報交換をしながら、適切な対応をとっていきたいというふう  
に考えております。

○西村委員 もう一点です。ソーラーフロンティアは、太陽電池パネルの来年から本格稼働ということで、年明けにも稼働が始まるという話なんです、これは日向市とか日向市周辺の細島港を利用する運送業者からも言われているんですが、来年から本格稼働していくに当たって、会社側から、極端な話、非常に荷物が多くなるから日向市さんお願いしますよとか、もしくは運送業者に対して非常に荷がふえますよというような話が一切なくて、本当に細島港を使ってくれるのかという不安が非常に強いよなんです、ぜひそのあたりの情報があれば教えてくださいたいと思うんですが。

○山口企業立地課長 ソーラーフロンティア社については、今、装置、設備を搬入しているところ  
でございまして、来年早々にはラインの一部が稼働して、試作品を出せる状況になるのではないかと  
いうふう  
に考えています。ただ、本格稼働につきましては、ソーラーフロンティア社としては来年末、早くなれば少しでも早くしたいと。そのころには本格稼働ということで、生製品の貨物が大量に出てくるというふう  
に考えています。誘致をしました当初から、ソーラ



ーフロンティア社につきましては、ぜひ細島港を活用していただきたいということでずっと申し入れをしております。港につきましては、本県の細島港、志布志、博多、そういったところを九州管内で利用しているようでございますけれども、やはりソーラー社といたしましては、港の利便性、要するに大きな船が何便入ってくるのか、そういった利便性、あわせて価格——物流に対して運賃については業者の体力等によりましてかなり価格差があるやに聞いております。そういったことも踏まえた上で、県としても、市と連携していろいろ対応してまいりますので、ぜひ細島港を使っただきたいというふうにお願ひして、今、協議を鋭意進めているところでございます。ただ、最終的には来年の後半に本格稼働ということですので、それに向けて価格差等、あるいは港の対応、港運業者さんの対応等々についていろいろ協議は進めているところでございます。以上です。

○西村委員 その協議はどのぐらいの頻度でやられているのか。

○山口企業立地課長 ソーラー社とのやりとりということで言いますと、おおむね3カ月に1回レベルだと思います。ソーラー社と県の港湾、私ども、そして物流を担当しています総合交通課の担当者等が入っております。また、その中には港運業者さんに来ていただき、お話をさせてもらうという機会も数回設けております。あわせて、ソーラー社が物流に関しましては、日立物流という会社のほうに本年4月に委託をしておりますので、日立物流社のお話を聞く機会も2回ほど設けていろいろやりとりをさせていただいております。

○西村委員 話をまとめると、来年早々からはまず試作を1年ぐらいかけてつくっていったら

実際は本当に売り物になるものができるのは来年後半ぐらいになるということ、それにあわせて、先ほど言った業者と県の担当課と話をされていると。実際、価格差のこともあるので、いろんな港とか港運業者のいわゆる見積もりをとっていつているような状況という考えでよろしいでしょうか。

○山口企業立地課長 委託を受けています日立物流のほうで、本県の細島港のみならず、博多、志布志等、活用できる港の港運業者等から見積もりをとって、いろいろ比較検討を進めているところだというふうに聞いております。

○西村委員 ぜひ、お願いします。

○水間委員長 ほかにありませんか。では、私のほうから聞きますが、みやざきアピール課、38ページになるんですが、みやざき感謝祭ですが、口蹄疫復興に対するお礼の意味で知事以下、行かれたわけですが、こうしてお世話になった方、また観光大使、すばらしいことだと思うんです。その意味では、もう一つ、この機会を利用して宮崎を宣伝する。宮崎県の県庁職員の皆さん方もここに行って、皆さんと顔つなぎする。商工観光労働部として重点的に対応して、今後の宮崎への誘客の問題、企業誘致の問題であるとか、抱えている問題を、この人たちと名刺交換でもできるような状況をつくり出せる、それが本当の感謝祭じゃないのかと私は課長にも言ったことがあるんですが、そこらあたりどうですか。部長、こういうものをうまく利用する手だてをもうちょっと考えたほうがいいんじゃないかと思うんですが、見解があればお聞かせください。

○渡邊商工観光労働部長 このときは、もちろん私も行きましたし、それから観光関係も行っていただきました。今、委員長がおっしゃった

視点は、せっきくの機会ですから、こういうところを生かしてどう今後の仕事につなげるか、大事な視点だと私も思っています。あわせて物産関係も関連イベントでいろんなことをやりました、物産関係者も来ておりまして、我々としても、あの時点での可能な範囲でいろいろと顔つなぎといたしますか、そういうものはできたのかなと思っています。ただ、自覚的にそういうことをやっていくというのは大事ですから、今後、こういう機会がありましたらどんどんそういう意識を持ちながら、どういう人が行ったらいいのか、そういう視点を持ちながらやっていきたいと思っています。

**○水間委員長** もう一つつけ加えて言うと、我々商工建設常任委員会の人たちもメンバーとして、日にちが重なったというような話でしたけれども、委員会として行動することも大事なことだと思いますので、今後、十分にお気をつけていただきまして、気配りをしていただければと思っています。以上です。

では、なければ、商工観光労働部を終わりたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○水間委員長** では、これで終わります。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 35 分休憩

---

午後 1 時 41 分再開

**○水間委員長** 委員会を再開いたします。

県土整備部においでいただきました。本委員会に付託されました議案は 2 件、報告事項が 2 件あるようです。説明を求めます。

**○児玉県土整備部長** 商工建設常任委員会の皆様方には、かねてから県土整備行政の推進につ

きまして、格段の御指導、御協力をいただきありがとうございます。厚くお礼申し上げます。

御説明に入らせていただきます前に、一言御報告申し上げます。東九州自動車道についてであります。既に御承知のとおりかと思いますが、7月の高鍋一西都間に引き続きまして、門川一日向間が来る12月4日に開通する運びとなりました。今回の開通は、県内高速道路網の全線開通という県民の悲願達成に向けた着実な前進となりますとともに、重点港湾に選定されました細島港との連携により、本県の流通システムのさらなる発展に向けて大きな弾みになるものと大変期待をしております。東九州自動車道及び九州中央自動車道は、本県の企業誘致や産業振興のほか、緊急医療や災害時にも大きな役割を果たす重要な路線でありますことから、県内の高速道路網の一日も早い全線開通に向けまして、今後とも全力で取り組んでまいりますので、委員会を初め県議会の皆様方のより一層の御支援、御協力をお願いいたします。

それでは、今回の委員会で御審議いただきます県土整備部所管の議案等について概要を御説明いたします。お手元に配付しております常任委員会資料の目次をごらんいただきたいと思っております。御審議いただきます議案及び報告事項を担当課ごとに記載しております。議案につきましては、一般会計補正予算、港湾整備事業特別会計補正予算についてであります。また、報告事項につきましては、道路の管理瑕疵に係る損害賠償額の件、県営住宅の管理上の和解についてであります。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させますので、よろしく願いいたします。以上であります。

**○成合管理課長** 管理課でございます。

まず、議会提出資料について御説明いたします。各課が本日の委員会で説明に使用いたします議会提出資料は、1つ目が平成22年11月定例県議会提出議案、2つ目が平成22年度11月補正歳出予算説明資料でございます。3つ目が平成22年11月定例県議会提出報告書でございます。県土整備部関係分を抜粋いたしまして、お手元の常任委員会資料にまとめておりますので、この委員会資料で説明させていただきます。よろしく御説明いたします。

それでは、委員会資料の1ページをお開きください。県土整備部の11月補正予算の概要について御説明いたします。今回の補正は、国の経済危機対策であります予備費を活用した事業、及び災害関連緊急事業の国庫補助決定などに伴うものでございます。この表は、今回の補正額及び補正後の額などを一覧表にしております。県土整備部の予算総括表になっております。11月補正額をごらんください。一般会計が11億5,985万3,000円の増額でございます。特別会計が3億円の減額であります。一般会計と特別会計を合わせた今回の補正額は8億5,985万3,000円の増額をお願いしております。補正後の予算は849億4,617万1,000円、前年度同期比で84.0%となっております。

次に、2ページをお開きください。その詳細でございますが、2の補助公共事業の補正額でございます。まず、道路事業が5億3,730万円、河川事業が3億3,080万円、砂防事業が2億5,302万1,000円、合わせまして11億2,112万1,000円の増額をお願いしております。

次に、3ページをごらんください。県単公共事業の補正でございます。これは、宝くじ助成決定によりまして、港湾事業で525万円の増額をお願いするものでございます。

次に、4ページをお開きください。一般会計の繰越明許費補正でございます。11月議会申請の欄が今回お願いしております繰越明許費でございます。追加分として、8事業22億5,630万2,000円、変更分といたしまして、9月議会で御承認いただきました事業につきまして、合わせまして87億4,436万円の増額をお願いするものであります。今回お願いしております一般会計の繰越明許費は、追加と変更を合わせまして110億66万2,000円となります。この結果、9月議会で御承認いただきました分を合わせますと、19事業で206億75万4,000円となります。

次の5ページには追加をお願いする事業、6ページを開いていただきますと、変更をお願いする事業の内訳を掲げております。繰り越しの主な理由は、用地交渉あるいは工法の検討に日時を要したこと等によるものでございます。

次に、7ページをごらんください。一般会計の債務負担行為の変更でございます。道路建設課の地域活力基盤創造交付金事業費及び砂防課の公共砂防事業費において、限度額の増額をお願いするものであります。

次に、8ページをお開きください。港湾整備事業特別会計の債務負担行為の変更であります。これは、細島港のコンテナターミナル整備事業で期間の延長及び限度額の増額をお願いするものであります。

県土整備部の補正予算の概要につきましては以上でございます。

**○満留道路保全課長** 道路保全課であります。

当課の補正予算について御説明いたします。

委員会資料の10ページをお開きください。当課の補正予算額は5億3,660万円の増額をお願いしております。補正後の予算額は151億7,315万3,000円となります。

内容について御説明いたします。11ページをごらんください。（事項）公共道路維持事業費であります。これは、国の補助を受けて防災対策や橋梁補修等を行う事業ですが、国の経済危機対策である予備費を活用いたしまして、5億3,660万円を増額するものであります。

補正予算につきましては以上でございます。

次に、22ページをお開きください。道路の管理瑕疵に係る損害賠償額を定めたことについて、地方自治法第180条第2項の規定に基づき御報告いたします。

今回の報告は、県道日之影宇目線の落石事故以下、4件でございます。事故内容別の内訳は、落石事故が1件、側溝ふた不全事故が2件、枝落下事故が1件となります。発生日、発生場所等につきましては、資料に記載のとおりでございます。損害賠償額の範囲は、8,960円から10万7,237円までとなっております。なお、賠償額はいずれも道路賠償責任保険から支払われます。報告事項の説明は以上であります。今後、さらに道路パトロールを徹底するなど、道路施設の安全確保に努めてまいりたいと存じます。

道路保全課につきましては以上でございます。

○野中河川課長 河川課でございます。

当課の補正予算について御説明いたします。

お手元の委員会資料の12ページをお開きください。当課の補正予算額は3億6,428万2,000円を増額をお願いしております。補正後の予算額は191億1,994万3,000円となります。

次に、補正予算の内容でございますが、13ページをごらんください。まず、（事項）公共災害関連河川事業費でございます。これは、原形復旧のみでは事業の効果が限定されるため、再

度災害防止の観点から、改良復旧を図る事業であります。7月の大雨により被災した都城市の丸谷川と庄内川の事業採択に伴い、3億2,930万円をお願いしております。

次に、2番目の（事項）河川受託事業費でございます。これは、河川事業の実施に伴い、市町村などから委託を受けて橋梁のかけかえ工事などを実施する事業でありまして、今回、宮崎市と高原町の事業費の増加に伴い、3,348万2,000円を増額であります。

次に、3番目の（事項）公共海岸事業費でございます。これは、国の補助を受けて住吉海岸における離岸堤の整備等を行う事業ですが、社会資本整備総合交付金の決定に伴い、150万円の増額であります。

河川課につきましては以上であります。

○平田砂防課長 砂防課であります。

当課の補正予算について御説明いたします。

お手元の委員会資料の14ページをお開きください。当課の補正予算額は2億5,302万1,000円を増額をお願いしております。補正後の予算額は45億9,463万2,000円となります。

以下、主なものを御説明いたします。15ページをごらんください。まず、（事項）公共砂防事業費であります。本年7月の梅雨前線豪雨により土石流が発生いたしました都城市の渡司川及び牛ノ脛谷川における災害復旧のための事業を実施するもので、国庫補助の採択等による増額でありまして、2億4,882万1,000円を増額あります。

次に、（事項）公共急傾斜地崩壊対策事業費であります。これは、本年7月の梅雨前線豪雨により被災した都城市の荒川内地区などにおける急傾斜地崩壊防止施設の整備を行うものでありまして、国の経済危機対応・地域活性化予備

費使用等に伴い、420万円の増額であります。

砂防課につきましては以上であります。

**○野田港湾課長** 港湾課であります。

当課の補正予算について御説明いたします。

お手元の委員会資料の17ページをお開きください。当課の補正予算額は、一般会計で525万円の増額と、港湾整備事業特別会計で3億円の減額をお願いしております。補正後の予算額は、一般会計と特別会計を合わせまして、71億6,077万円となります。

次に、18ページをお開きください。（事項）港湾維持管理費であります。これは、宝くじ益金の助成決定に伴いまして、みやざき臨海公園に植栽を行う事業でありまして、525万円の増額でございます。

次に、19ページをごらんください。（事項）細島港整備事業費であります。これは、細島港のガントリークレーン設置に関しまして、当初、本年12月に本契約を締結する予定としておりましたが、ガントリークレーン自体が非常に大規模で特殊な工事でありまして、その発注条件等の整理にかなりの日数を要しましたことから、本契約の締結が来年3月議会承認後の3月にずれ込む予定であります。このため、今年度の工事出来高がほとんど見込めないということから、ガントリークレーン設置に伴う今年度の予算額3億円を減額させていただくものであります。

次に、もとに戻っていただきまして、8ページをごらんください。先ほど管理課長が御説明しましたとおり、港湾整備事業特別会計の債務負担行為の補正であります。細島港コンテナターミナルの整備事業としての全体事業費には変更ありませんが、ガントリークレーンの工事着手時期が、今申し上げましたとおり、来年3月

になりますことから、工期が不足するために1年間、債務負担の期間を延長しまして、平成22年度から24年度までの3カ年に変更するとともに、年度割りの工事費を見直しまして、限度額につきましても、9億円を10億円に変更するものであります。

港湾課につきましては以上であります。

**○川崎建築住宅課長** 建築住宅課であります。

委員会資料の23ページをお開きください。県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停について、地方自治法第180条第2項の規定に基づき御報告いたします。

県営住宅の家賃などを滞納されている方に対しましては、入居者の立場に立ちましたきめ細かな納付指導を行っているところですが、受益者負担の公平性を確保する観点から、悪質な滞納者に対しましては、明け渡し訴訟などの法的措置を講じているところでございます。表に掲げております1名につきましては、県営住宅の家賃などを長期間滞納しており、これまでの再三の請求に対しましても家賃などの納付がないことから、宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例第33条第1項の規定に基づき、住宅の明け渡し請求を行いました。この1名につきましては、滞納している家賃を分割により納付する旨の申し入れがあり、分割納付もやむを得ないものとして和解を行うこととしたものでございます。表の右端の専決年月日をもちまして、専決処分を行ったものでございます。

建築住宅課は以上であります。

**○渡辺高速道対策局長** 高速道対策局の補正予算について説明いたします。

資料は20ページです。補正予算額70万円の増額で、補正後の額36億7,687万6,000円をお願いしております。

中身につきましては、21ページ、(事項) 地域自立活性化交付金事業費の70万でありまして、これは社会資本整備総合交付金の決定に伴うものでございます。内容については、東九州自動車道の案内標識板、標識の整備を行うというものになっております。以上でございます。

○水間委員長 以上、執行部の説明が終わりました。議案及び報告事項について御質疑ありませんか。

○西村委員 8ページの細島港コンテナターミナル整備事業、これは2年を3年にして、9億円から10億円に増額した、そこを細かく説明をいただきたいと思えます。

○野田港湾課長 ガントリークレーンにつきましては、今年度当初の予定としましては、今年度3億円の予算を用意しました。それから、来年度9億円の債務負担をとりまして、12億円でガントリークレーンを設置するという予定にしていたわけですが、今年度の3億円につきましては、先ほど説明しましたように、出来高が上がらぬので、今年度の予算を落としました。そうすると、結果的には3億落としたので、来年の9億と合わせて12億になるんじゃないかと思われるかもしれませんが、1年延ばしまして、単年度でできる工事、例えば電気工事等はわざわざ債務負担をとらなくても次年度の予算の中で単独発注でできるということ等がございまして、債務負担行為額そのものをまた見直しまして、ガントリークレーンは全体が12億、債務負担は10億でできるということで、見直しまして、トータルで、電気工事あるいは舗装等がございまして、全体の事業費は14億円ということで、3カ年とする予定にしておりますので、全体事業費は変わりませんが、実際、ガントリークレーン自体の債務負担をやる工事

についてちょっと見直しをした結果、来年度10億円でガントリークレーンの製作と据えつけがほぼできると考えている次第でございます。以上です。

○西村委員 よくわかりました。ありがとうございました。

○太田委員 22ページの損害賠償額ですが、枝が落下とか、いろいろありますけれども、これは人身と物損とか、自動車が壊れたとかいうのもあるのかなと思って、物損、人身、区別がわかりますか。

○満留道路保全課長 すべて物損のみでございます。

○太田委員 わかりました。

○満留道路保全課長 申しわけございません。2件目の佐土原インター線の8,960円のうち、あばら骨を打撲されておまして、その治療費が半分ほどでございます。大変失礼いたしました。

○水間委員長 それでは、その他はありませんか。

○蓬原委員 スマートインターチェンジ山ノ口、2年前でしたか、たしか調査費が700万だったか800万だったかについて、地元でもかなり熱が入っておりましたから、私、委員会で質問したことがあったんです。11カ所調査されて、記憶があいまいかもしれませんが、そのうちの2カ所については見込みが高いというようなお話をそのときの課長さんに御答弁いただいたように思っています、まだかまだかと期待しているんですが、国の政策がいろいろ変わったりもしましたけれども、この前の満行議員の質問では、市が調査してどうのという話だったんだけど、700万か何ぼか県の予算書に予算がついていたと思うんですけども、県がつけたわけだから、県としてはやろうと思ってやったわけ

で、その後の話というか、めどというか、見込みというのはどうなっているのでしょうか。あれができるとかなり利用度は上がると思うんです。国道269号に沿ったところにあるわけですから、三股町方面、都城市の東部あるいは中郷あたりとか、三角形の2辺を1辺で行くがごとしという状態になるわけです。地元からもずっと熱意があるんですが、その後の状況を……。県もかつて予算をつけておりました。

**○白賀道路建設課長** 委員言われたように、かつて、19年ぐらいだったかと思えますけれども、スマートインター可能性調査というのを県のほうで実施しております。今言われましたように、地元からある程度声が上がってきた箇所と、県としてここにインターがあれば利便性がよくなるというところについて、可能性として調査をいたしております。その中で、今言われました山之口インターが採算性の上で最も可能性があるんじゃないかという答えは出したところです。これにつきましては、アクセスする道路——山之口につきましては、高速から町道、今は市道になりますけれども、当時、町道にアクセスするというので、事業主体としましては町になるということで、それを整備するためには協議会を立ち上げるということになっております。国も入った協議会になります。協議会の中で本当に採算性があるのかどうかの検討をさらに進めまして、事業実施という段階になるんですが、山之口につきましては、地元の都城市のほうもやりたいという気持ちは持っております。今現在、市のほうでさらに詳細な調査を進めております。今後は、今申しました協議会を立ち上げよう。もちろん県も入りますので、県も主導しながら、協議会を立ち上げて、いわゆるBバイC、そういった採算性をさ

らに進めながら、協議会の場で、できるのかどうか、実施に向けた取り組みは其中でやっていくようなことになると思います。

**○蓬原委員** 三者というのは、市と県とNEXCO。

**○白賀道路建設課長** NEXCOも含まれます。

**○蓬原委員** 採算ということですが、政府は無料化を言っているんですけどね。無料化ということは、採算は関係なくなりますね。どうなんでしょうか。

**○白賀道路建設課長** 確かにそうなんです。山之口インターにつきましては、宮崎自動車道です。今の無料化社会実験の区間には入ってございませんので、今のところ、無料化前提というような議論にはなっておりません。

**○蓬原委員** ということは、今のBバイCの話でいけば、有料化を前提としての算定調査ということですね。

**○白賀道路建設課長** そうでございます。

**○蓬原委員** まだ協議会が立ち上がっていないような話なんですけれども、見込み、工程としては大体どうなるんですか。いつごろ立ち上げて、いつごろまでにはBバイCの計算ができて、いつごろには工事——工事費もかかるんでしょうけれども、見込みを教えてください。

**○白賀道路建設課長** 先ほど申しましたように、今、都城市のほうでもその立ち上げに向けた動きを行っておりますので、その内容等を我々も一緒に協議させてもらいながら、協議会立ち上げをやらなくちゃいけないと思っております。しかるべく早い時期に立ち上げたいというふうには思っております。

**○蓬原委員** 西日本高速道路株式会社の姿勢はどうなんでしょうか。

**○白賀道路建設課長** もちろん、話はしており

ますが、具体的にこの整備の着手についてどうのこのという話まではまだ行ってないものですか、協議会の中でもんでいくような形にはなると思います。

○蓬原委員 地元が反対することはないと思うんですが、これをつくるとすれば、大ざっぱな数字でいいんですが、どれぐらいかかるものでしょうか。

○白賀道路建設課長 ちょっと手元にないので、また御報告させていただきたいと思いません。

○蓬原委員 県としては、山之口に限っての話で狭いエリアの話で申しわけないんですけども、これをつくる方向に積極的なんですか。それとも、市がやればやるよみたいな、そのスタンスというのはどの辺にあるんでしょうか。

○白賀道路建設課長 県としましては、地元の利便性が上がるということで、特に地元が、やる気になるというとおかしいんですけども、やろうとする姿勢を持っておりますので、それにつきましては、県としても当然、支援していきたいというふうには思っております。

先ほど事業費という話があったんですが、若干規模は違うのでちょっと申しわけないんですけども、最近の実績で、福岡県の須恵町でございますけれども、スマートインターを設置しております。それにかかった費用が、施設の整備事業費が6億、維持管理費が8,000万、機器の更新費が40年で1.7億、整備費としては6億強かかっているというような須恵インターの実績はございます。

○蓬原委員 わかりました。ぜひ御推進を。

○水間委員長 ほかにありませんか。なければ、私のほうから2点ほどお尋ねしたいんですが、まず、22年度の公共事業というか、県土整

備部の事業に対する発注状況はどの程度、去年の最終予算に食いつくのかどうか心配されるところですが、今現状ではどんな状況ですか。

○成合管理課長 委員長の御質問の発注状況でございますが、発注率につきまして、月ごとに調査しておりますけれども、直近が10月末現在で出ておりまして、22年10月末で58.7%という状況になっております。

○水間委員長 残りがまだ大半あるようですが、年度末に向けて、去年の最終予算を見るとあと100億ぐらい事業費で残っている感じがしますが、ひとつ精力的な発注をお願いしたいと思います。

もう一点は、高速道対策局長にお尋ねですが、きのうでしたか、蒲江―北川間が直轄でという予算がついて、例年よりも早くなりそうな雰囲気なの国の発表でしたが、いかがですか。御説明ください。

○渡辺高速道対策局長 先週の金曜日に今年度の国の補正予算が成立しまして、初めて今年度になって東九州道、中央道、両方についたんですけども、北部の県境から延岡までにつきましては、それぞれ県境から北浦、北川から延岡について国交省から平成24年度という開通目標が出されているんですが、それについては今回の補正で平成24年度からの開通が現実味を帯びてきたかなというような感じを持っています。それから、開通目標は示されていないんですけども、北浦と北川につきましても、県が平成26年度ということで要望しておりますけれども、それに向けても、さらに補正がついたことで明るい兆しが見えたのかなというふうに考えています。

県南のほうについては、もともと当初予算が厳しかったものですから、補正がついたという



ことで、1円でも多くもらえることは喜ばしいんですけれども、あくまでも県は平成26年度の開通を求めていますので、それに向けてどうかと言われると、まだまだ欲しかったというのが正直なところではないかなというふうに思っています。

**○水間委員長** 南のほうですが、清武の隧道ですか、非常に掘削が難しい、今、事業がストップしているような表現でしたが、それはどうなんですか。その後うまくいっているんですか。

**○渡辺高速道対策局長** 芳ノ元トンネルのことですけれども、あそこは非常に地盤が悪くて、昨年度も砒素が出たりして砒素の対策工をやっていたんですけれども、今度、トンネル内及びトンネル周辺の山にクラックが見つかりまして、追調査を国交省のほうでしたところ、土砂崩壊のおそれがある地域ということで、トンネルにどれだけ影響があるかというのが今までの調査でまだ鮮明にわからない、このまま掘っても大丈夫なのかどうかというのが詳細にわからないので、半年かけて追加調査をやるということで、学識経験者を入れた検討委員会を立ち上げて、11月2日に第1回の学識経験者を入れたものをやったんですが、そこで追加調査をやりましょうということが発表されております。今後どうなるかについては、追加調査、いろいろボーリングを掘ったり何なりすると思うんですが、掘りながら、どこにすべり面があるのかというのを探っていかなきゃいけないらしいんですけれども、その追加調査の結果が出ないと、どういう対策をしなきゃいけないかわからないものですから、それが出て、影響なく掘れるのか、大々的にやらなきゃいけないのかというのは、今のところは調査と報告待ちということになっております。

**○水間委員長** もう一つ、こういうときに、今の御時世ですから、超短波で試験ができるような状況も、空撮というんですか、あるような話もありますし、これによってここはもう無理と、変更しなきゃならないとか、そういうことは前例としてあるんですか。

**○渡辺高速道対策局長** 全国でトンネルを掘った後に、ちょっと場所を忘れちゃったけれども、開通した後に深層崩壊というか、土砂崩れのおそれがあるというのが発覚して、ルートを振り直したという例はあるというふうに聞いております。ここがもしそういう状況だということになると、相当な抜本的なことになると思うんですけれども、そうならないようには願っております。委員長言われました空中写真とか既にやっております、新聞にも載っていたかと思いますが、宮崎は深層崩壊のところが随所にあるという、まさにそういう山ですので、ここもトンネルの周辺にその可能性があるみたいですので、今はそれを詳細にさらに突っ込んで調査しているというふうに聞いております。

**○水間委員長** よろしくお願ひします。

それでは、ほかになければこれで県土整備部を終わりたいと思うんですが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○水間委員長** それでは、以上をもって県土整備部を終了いたします。執行部の皆様には御苦勞さまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時19分休憩

---

午後2時33分再開

**○水間委員長** 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最

終日に行くことになっております。あす行きます。開会時刻は午後1時30分といたしますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○水間委員長 それでは、そのように決定いたします。

そのほかに何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○水間委員長 なければ、本日の委員会をこれで終了いたします。

午後2時34分散会

平成22年12月2日（木曜日）

---

午後1時34分再開

---

出席委員（9人）

委員	長	水間篤典
副委員	長	山下博三
委員		外山三博
委員		蓬原正三
委員		外山衛
委員		西村賢
委員		太田清海
委員		新見昌安
委員		坂口博美

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

---

事務局職員出席者

議事課主査	本田成延
議事課主査	関谷幸二

---

○水間委員長 委員会を再開いたします。

議案の採決を行いたいと思いますが、採決につきましても、議案ごとがよろしいでしょうか、それとも一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○水間委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号、第2号、第3号、第7号、第10号及び第11号につきましても、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○水間委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号、第2号、第3号、第7号、第10号及び第11号につきましても、原案のとおり

可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、請願の取り扱いであります。請願第38号「宮崎地方最低賃金改正についての請願」の取り扱いはいかがいたしましょうか。

〔「継続」「採決」と呼ぶ者あり〕

暫時休憩します。

午後1時35分休憩

---

午後1時36分再開

○水間委員長 委員会を再開します。

それでは、お諮りします。

請願第38号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○水間委員長 挙手多数であります。よって、請願第38号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。委員長報告の項目として特に御要望はありますか。

暫時休憩いたします。

午後1時38分休憩

---

午後1時52分再開

○水間委員長 委員会を再開いたします。

お諮りいたします。

委員長報告につきましても、ただいまの御意見を参考にさせていただきます。正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○水間委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましても、閉会中の継

続審査としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○水間委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることにいたします。

暫時休憩いたします。

午後 1 時54分休憩

---

午後 1 時54分再開

○水間委員長 委員会を再開いたします。

1月27日の閉会中の委員会につきましては、私どものほうで何かありましたらまた入れることにしまして、委員会を開催することにいたしたいと思います。それでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○水間委員長 その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○水間委員長 それでは、当委員会に付託されました案件につきましては、すべて議了いたしました。

委員の皆さんにはお疲れさまでございました。

午後 1 時55分閉会